# 奈良市公報

第 3 3 8 号

(平成29年2月分)

平成29年9月5日印刷発行 発行所 奈 良 市 役 所 発行人 奈 良 市 長 編集人 法務ガバナンス課長 印刷所 株式会社 春 日

		次	·	
	告	示		
○都市計画法は	に基づく公聴:	会の開催		2
○奈良市営住	<b>老等空家入居</b>	者の募集		2
○介護保険法の				
廃止				2
○一般競争入	札の実施(21	牛)		3
○予防接種の	実施の一部改〕	E		4
○奈良市介護				
○奈良市介護				
関する要綱・				7
○奈良市介護	予防・生活支持	爰サービス事	業の人員、	設備
及び運営の	基準等に関する	る要綱		13
○一般競争入				
○介護保険法の	の規定による!	指定居宅サー	ビス事業者	音等の
○障害者総合	支援法に規定で	する指定障害	福祉サーヒ	ごス事
業者の指定・				20
○障害者総合				
の指定		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		20
○児童福祉法は				
○障害者総合				
○道路の位置				
○差押解除通				
○放置自転車				
○開発行為に				
○住居番号の記				
○放置自転車				
○開発行為に				
○観光案内所の				
○奈良市森林				
○放置自転車				
○身体障害者				
○生活保護法(				
○開発行為に				
○平成28年度1				
○工作物等移				
○工作物等移				
○平成28年度				
○認可地緣団個	本からの告示	事項の変更の	届出	25

○放置自転車等の保管・・・・・・25
○放置自転車等の処分26
○奈良市既存高齢者施設等の防犯対策強化事業補助金交
   付要綱26
○一般競争入札の実施 (3件)30
○住居番号の変更31
○放置自転車等の保管 (2件) ······31
○生活保護法の規定による医療機関の指定31
○生活保護法の規定による指定介護機関からの変更の届
出31
□ □   □   □   □   □   □   □   □   □
上の届出32
□□○一□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
○生活休護法の規定による施州有がりの事業の廃止の抽   出32
○生活保護法の規定による施術者の指定32
○差押調書の公示送達・・・・・・・33
○放置自転車等の保管・・・・・・33
○奈良市議会定例会の招集33
○放置自転車等の保管・・・・・・・33
○差押調書の公示送達33
○認可地縁団体からの告示事項の変更の届出(2件)…33
○地籍調査により作成した地図及び簿冊の閲覧34
○一般競争入札の実施34
○放置自転車等の保管・・・・・・34
○奈良市国民健康保険料督促状の公示送達34
○認可地縁団体からの告示事項の変更の届出35
○生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃
止の届出35
○生活保護法の規定による医療機関の指定35
○生活保護法の規定による介護扶助機関の指定35
   ○生活保護法の規定による施術者からの事業の廃止の届
出36
   ○開発行為に関する工事の完了(3件)36
○一般競争入札の実施·······37
監 査
公営企業
○
○ 会長市企業局指定給水装置工事事業者の指定(4件)
○宗艮印生未向指定福小衣但上事事未有の指定(4件)
○一般競争入札の実施・・・・・・・・・・・40 ○ なれましてよば東西等等が変素の提供
○奈良市上下水道事業運営審議会規程·························40
│○排水管等の破損事故に係る工事負担金請求事務等取扱

要綱の一部を改正する要綱41
教 育 委 員 会
○定例教育委員会の開催・・・・・・・・・・42
○奈良市立小学校通学区域についての一部改正42
○奈良市立中学校通学区域についての一部改正42
○奈良市児童生徒等就学援助費支給規則の一部を改正す
る規則42
選挙管理委員会
○選挙人名簿に登録する者の氏名等を記載した書面の縦
覧42
○在外選挙人名簿に登録した者の氏名等を記載した書面
の縦覧43
農業委員会
○奈良市農業委員の選任に関する規程43
○奈良市農地利用最適化推進委員の選任に関する規程…47
○奈良市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員
候補者評価委員会設置規程51
○奈良市農業委員会規程の一部を改正する規程52
○奈良市農業委員会総会会議規則の一部を改正する規則
52
○奈良市農業委員会部会会議規則を廃止する規則52
○奈良市農業委員会互選規程を廃止する規程53
○農地部会の招集・・・・・・・53
○農政部会の招集・・・・・・・53
告示

### 奈良市告示第56号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第1項の規定により、大和都市計画(奈良国際文化観光都市建設計画)火葬場に関する都市計画決定案を作成するための公聴会を次のとおり開催します。

平成29年2月1日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 公聴会開催の日時及び場所

【日時】平成29年2月25日(土) 午前9時30分から 平成29年2月27日(月) 午後7時から

【場所】奈良市役所中央棟6階正庁

2 都市計画の種類及び土地の区域

【種類】大和都市計画

(奈良国際文化観光都市建設計画)火葬場

【土地の区域】奈良市横井町

休止

【居宅介護支援】

3 決定案に関する図書の閲覧

【期間】平成29年2月2日 (木) から平成29年2月16 日 (木) まで

【場所】奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市市民生活部新斎苑建設推進課

4 公述申出書の提出方法及び提出期限

公聴会に出席して意見を述べようとする者(奈良市の住民及びその他の利害関係者に限ります。)は、公述申出書に決定案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、公述を希望する公聴会の開催日、住所、氏名、職業、年齢及び電話番号を併記した文書一通を市長宛とし、奈良市都市整備部都市計画課(奈良市二条大路南一丁目1番1号)に平成29年2月16日(木)までに必着するよう提出してください。

5 公述人の選定及び通知

公聴会において意見を述べることができる者は、公述 申出書を提出した者のうちから市長が選定し、その旨を 通知した者とします。

6 公聴会及び決定案に関する問い合わせ 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市市民生活部新斎苑建設推進課

(電話:0742-34-5161)

都市整備部都市計画課(電話:0742-34-4748)

(平成29年2月1日掲示済)

### 奈良市告示第57号

奈良市営住宅等空家入居者を次のとおり募集します。 平成29年2月1日

奈良市長 仲 川 元 庸

次のとおり省略

(平成29年2月1日掲示済)

### 奈良市告示第58号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項、第78条の5第2項、第82条第2項及び第115条の5第2項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者を休止及び廃止しましたので、同法第78条第2号、第78条の11第2号、第85条第2号及び第115条の10第2号の規定により公示します。

平成29年2月1日

奈良市長 仲 川 元 庸

<b>=</b>	業所番号	事美	<b></b>		事業者		休 止
4	未用笛石	所在地	名称	法人所在地	法人名	法人番号	年月日
29	970106338	奈良市法蓮町 471番地の1	居宅介護支援 事業所和	奈良市法蓮町 471番地の1	株式会社樹	8150001017079	平成29年1月26日 ~平成30年1月26日
29	970103947	奈良市窪之庄 町116-1	特別養護老人 ホームリノ	奈良市鹿野園 町1584 - 2	社会福祉法人 史明会	5150005002113	平成29年1月21日 ~平成31年1月20日

### 廃止

### 【(介護予防) 訪問介護】

事業所番号	事	<b></b>		事業者		廃止
争未別笛り	所在地	名称	法人所在地	法人名	法人番号	年月日
2970105272	奈良市高天市町 22-1高天セン ター2F15号室	ヘルパーステー ションほくと I	奈良市高天市町22 - 1 高天センター 2 F 15号室	合同会社南都介援隊	9150003000503	平成28年 12月13日
2970107229	奈良市大宮町五 丁目3番14号不 動ビル201号室	エルケア株式会 社 エルケア新 大宮ケアセンタ	大阪市北区中崎西 二丁目4番12号 梅田センタービル 25階	エルケア株式会社	9120001128258	平成29年 1月31日

### 【地域密着型通所介護】

事業所番号	事美	<b></b>		事業者		廃止
尹未別笛々	所在地	名称	法人所在地	法人名	法人番号	年月日
2970106387	奈良市法蓮町471 番地の1	和デイサービス センター	奈良市法蓮町471 番地の1	株式会社樹	8150001017079	平成29年 1月31日

### 【居宅介護支援】

事業所番号	事	<b></b>		事業者		廃止
事 未 別 笛 ケ	所在地	名称	法人所在地	法人名	法人番号	年月日
2970104952	奈良市中登美ヶ 丘一丁目1994番 6	エリシオン学園前	奈良県北葛城郡広 陵町馬見南4丁目 1-1	株式会社セフ ティライフ	5150001014533	平成29年 2月28日

(平成29年2月1日掲示済) | 平成29年2月1日

奈良市告示第59号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施 行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良 市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定に より公告します。

平成29年2月1日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 入札に付する事項
- (1) 工事名 元林院検番演舞場修理事業
- (2) 工事場所 奈良市元林院町41番地他
- (3) 工事期間 契約の日から平成29年3月31日まで
- (4) 工事概要 建築主体工事一式 電気設備工事一式
- (5) 予定価格 13.550千円

(消費税及び地方消費税を除く。)

(6) 最低制限基準価格 11,629千円

(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

(平成29年2月1日掲示済)

# 奈良市告示第60号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施 行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良 市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定に より公告します。

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 入札に付する事項
- (1) 業務名 青和バンビーホーム他4バンビーホーム 増・改築に伴う建築設計業務委託
- (2) 業務場所 奈良市百楽園四丁目1番1号他
- (3) 業務期間 契約の日から平成29年3月31日まで
- (4) 業務概要 建築設計業務委託一式
  - (1) 青和バンビーホーム

延べ床面積 約100.00㎡

(2) 伏見バンビーホーム

延べ床面積 約100.00㎡

(3) 佐保台バンビーホーム

延べ床面積 約100.00㎡

改修床面積 約130.00㎡

解体床面積 約 68.15㎡

(4) 鳥見バンビーホーム

延べ床面積 約200.00㎡

改修床面積 約130.00m

解体床面積 約195.00m<sup>2</sup>

(5) 椿井バンビーホーム

延べ床面積 約120.00㎡ 解体床面積 約 75.37m<sup>2</sup>

(5) 予定価格 11,932千円

(消費税及び地方消費税を除く。)

(6) 最低制限基準価格 9,220千円

(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

(平成29年2月1日掲示済)

### 奈良市告示第61号

平成28年奈良市告示第214号(予防接種の実施)の一部 を次のように改正する。

平成29年2月1日

奈良市長 仲 川 元 庸

次のよう省略

(平成29年2月1日掲示済)

### 奈良市告示第62号

奈良市介護予防・生活支援サービス事業実施要綱を次のように定める。

平成29年2月1日

奈良市長 仲 川 元 庸 奈良市介護予防・生活支援サービス事業実施要綱 (趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者が要支援・要介護状態になることをできるだけ予防し、高齢者自身の力を活かした自立に向けた支援と、住み慣れた地域の中で人とつながり、生き生きと暮らしていくことができる多様で柔軟な生活支援が受けられる地域づくりを行うため、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業(以下「第1号事業」という。)の実施に関し、法、介護保険法施行令(平成10年政令第412号)及び介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義 は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - (1) 居宅要支援被保険者 要支援認定を受けた被保険者 のうち居宅において支援を受ける者をいう。
  - (2) 基準該当被保険者 省令第140条の62の4第2号に該当する第1号被保険者をいう。
- 2 前項に定めるもののほか、この要綱で使用する用語の 意義は、法及び省令で使用する用語の例による。

(事業の種類及び内容)

- 第3条 第1号事業の内容は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
  - (1) 第1号訪問事業 次に掲げるサービスのいずれかを 行う事業をいう。
    - ア 介護予防訪問介護相当サービス(省令第140条の 63の6第1号イに該当する基準に従って行うサービスのうち、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)第5条の規定による改正前の法(以下「旧法」という。)第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護に相当するものをいう。

以下同じ。)

- イ 訪問型サービスA (省令第140条の63の6第2号 に該当する基準に従って行うサービスのうち、市が 実施する研修を修了した者等による掃除、洗濯、買 物等の日常生活の援助を行うものをいう。以下同じ。)
- ウ 訪問型サービスC (省令第140条の63の6第2号 に該当する基準に従って行うサービスのうち、保 健・医療等の専門職が提供するものであって、短期 間において集中的に行うものをいう。以下同じ。)
- (2) 第1号通所事業 次に掲げるサービスのいずれかを 行う事業をいう。
  - ア 介護予防通所介護相当サービス(省令第140条の63の6第1号イに該当する基準に従って行うサービスのうち、旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものをいう。以下同じ。)
  - イ 通所型サービスC (省令第140条の63の6第2号 に該当する基準に従って行うサービスのうち、保健 ・医療等の専門職が提供するものであって、短期間 において集中的に行うものをいう。以下同じ。)
- (3) 第1号介護予防支援事業 法第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業をいう。

(対象者)

- 第4条 第1号事業 (第1号介護予防支援事業を除く。以下この項において同じ。)を利用できる者は、居宅要支援被保険者及び基準該当被保険者のうち、介護予防支援事業又は第1号介護予防支援事業により第1号事業の利用が必要と認められたものとする。
- 2 第1号介護予防支援事業を利用できる者は、居宅要支援被保険者(指定介護予防支援を受けている者を除く。) 及び基準該当被保険者とする。

(事業の実施)

- 第5条 第1号訪問事業及び第1号通所事業は、市長が指 定した事業者が行う。
- 2 第1号介護予防支援事業は、法第115条の46の規定により、奈良市地域包括支援センター(以下「地域包括支援センター」という。)が行う。ただし、効率的かつ効果的な事業の実施に資すると認められるときは、地域包括支援センターは、当該事業の一部を法第115条の23第3項に規定する厚生労働省令で定める者に委託することができる。
- 3 第1号事業を実施する事業所の指定に関し必要な事項 は、別に定める。

(第1号事業支給費の額)

- 第6条 第1号事業支給費(法第115条の45の3第2項に 規定する第1号事業支給費をいう。以下同じ。)の額は、 次の各号に掲げるサービスの種類に応じ、当該各号に定 める額とする。
  - (1) 訪問型サービスCを除く第1号訪問事業及び通所型 サービスCを除く第1号通所事業 別表の1の表に定 める単位数に次条に定める単価を乗じて得た額(その

額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)に100分の90を乗じて得た額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)

- (2) 訪問型サービスC及び通所型サービスC 別表の1 の表に定める単位数に次条に定める単価を乗じて得た額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)
- (3) 第1号介護予防支援事業 別表の2の表に定める単位数に次条に定める単価を乗じて得た額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)
- 2 第1号事業を利用する者(以下「利用者」という。) の所得の額が法第59条の2に規定する額以上である場合 において、前項第1号の規定を適用するときは、同号中 「100分の90」とあるのは、「100分の80」とする。

(第1号事業支給費の単価)

- 第7条 第1号事業支給費に係る1単位当たりの単価は、 次の各号に掲げる第1号事業の区分に応じ、当該各号に 定める額とする。
  - (1) 第1号訪問事業 10.42円
  - (2) 第1号通所事業 10.27円
  - (3) 第1号介護予防支援事業 10.42円 (第1号事業支給費に係る審査及び支払)
- 第8条 市長は、第1号事業支給費に係る審査及び支払に 関する事務を、法第115条の45の3第6項の規定により 奈良県国民健康保険団体連合会に委託して行う。

(支給限度額)

- 第9条 第1号事業支給費の額は、次の各号に掲げる利用 者の区分に応じ、当該各号に定める単位数により算定し た額を支給の限度とする。
  - (1) 基準該当被保険者 5,003単位
  - (2) 要支援認定の結果が要支援1である者 5.003単位
  - (3) 要支援認定の結果が要支援2である者 10.473単位
- 2 前項の規定にかかわらず、利用者の状態を勘案して市 長が特に必要と認めた場合は、同項第1号中「5,003単 位」とあるのは、「10,473単位」とする。
- 3 第1号事業支給費の支給限度額の算定対象となる事業 は、第1号訪問事業及び第1号通所事業とする。
- 4 利用者が予防給付を利用している場合は、第1号事業 及び予防給付の支給の合計額が第1項及び第2項の規定 により算定した額を超えないようにするものとする。

(高額介護予防サービス費相当事業等)

第10条 市長は、第1号事業において、法第61条の規定により支給する高額介護予防サービス費及び法第61条の2の規定により支給する高額医療合算介護予防サービス費の支給に相当する事業(以下「高額介護予防サービス費相当事業等」という。)を行う。この場合において、高額介護予防サービス費相当事業等の支給要件、支給額その他支給に関し必要な事項については、法第61条及び第61条の2の規定を準用する。

(指導及び監査)

第11条 市長は、第1号事業の適切かつ有効な実施のため、

第1号事業を実施する者に対して、指導及び監査を行う ものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、第1号事業の実施 に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。 (準備行為)
- 2 市長は、この告示の施行の日前においても、第1号事業の実施に必要な準備行為をすることができる。

(みなし指定事業者)

3 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進する ための関係法律の整備等に関する法律附則第13号の規定 により指定を受けたものとみなされる事業者は、平成30 年3月31日までの間、第1号訪問事業又は第1号通所事 業の実施に際し、第5条第1項の指定を要しない。

(単位数の算定の特例)

4 当分の間、介護予防訪問介護相当サービス及び介護予防通所介護相当サービスの単位数の算定については、その月の当該サービスの利用回数にかかわらず、別表の1の表の単位数②により算定することができる。

別表 (第6条関係)

# 第1号事業支給費に係る単位数表

## 1 第1号訪問事業及び第1号通所事業

<b>東要の</b> 反ハ	止いっの話権	サービス	単位数①	単位数②
事業の区分	サービスの種類	の頻度	(1日につき)	(1月につき)
第1号訪問事	介護予防訪問介護相当サービ	週1回程度	266 単位	1,168 単位
業	ス	週2回程度	270 単位	2,335 単位
		週3回程度	285 単位	3,704 単位
	訪問型サービスA		225 単位	
	訪問型サービスC		603 単位	
第1号通所事	介護予防通所介護相当サービ	週1回程度	378 単位	1,647 単位
業	ス	週2回程度	389 単位	3,377 単位
	通所型サービスC		350 単位	

- 備考 1 単位数①により算定した1月の単位数が単位数②に定める単位数を超えるときは、単位数 ②に定める単位数をその月の当該サービスの単位数とする。
  - 2 通所型サービスCにあっては、利用者の通所送迎を実施した場合、送迎加算として1日に つき50単位を加算する。
  - 3 訪問介護員等によるサービス及び通所介護事業者の従事者によるサービスに要する費用の 加算及び減算については、省令第140条の63の2第1項第1号イに規定する旧介護予防訪 問介護及び旧介護予防通所介護の例による。ただし、訪問型サービスAにおいては、生活機 能向上連携加算は、算定しない。

### 2 第1号介護予防支援事業

事業の内容	単位数(1月につき)
介護予防ケアマネジメントA	430 単位
初回加算	300 単位

- 備考 1 介護予防ケアマネジメントAは、利用者に対して、第1号訪問事業又は第1号通所事業を 行った場合に算定する。
  - 2 初回加算は、地域包括支援センターにおいて、新たに介護予防ケアプラン(介護予防支援 事業又は第1号介護予防支援事業により作成されるサービス計画をいう。)を作成される利用 者に対し算定できるものとする。
  - 3 第1号介護予防支援事業を実施する地域包括支援センターは、介護予防サービス計画作成・ 介護予防ケアマネジメント依頼届出書を市長に提出しなければならない。

(平成29年2月1日掲示済)

### 奈良市告示第63号

奈良市介護予防・生活支援サービス事業所の指定等に関する要綱を次のように定める。

平成29年2月1日

奈良市長 仲 川 元 庸 奈良市介護予防・生活支援サービス事業所の指定等 に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、奈良市介護予防・生活支援サービス 事業実施要綱(平成29年奈良市告示第62号。以下「実施 要綱」という。)第5条第3項の規定により、介護保険 法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)に定め るもののほか、法第115条の45第1項第1号に規定する 第1号事業(実施要綱第3条第3号に掲げる第1号介護 予防支援事業を除く。以下「第1号事業」という。)を 行う事業所の指定(以下「第1号事業所の指定」という。 )等に関し必要な事項を定めるものとする。

(法令遵守)

第2条 法第115条の45の5第1項の指定を受けようとする事業者(以下「申込事業者」という。)及び当該指定を受けた者は、法並びに法に基づく政令及び省令(以下「介護保険関係法令」という。)、条例、規則、告示その他の法令等並びに関係当事者間の契約を遵守するとともに、適切な第1号事業の提供を行うようその運営に努めなければならない。

(申請)

- 第3条 申込事業者は、奈良市介護予防・生活支援サービス事業所指定申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
  - (1) 市長が定めた必要事項を記載した付表
  - (2) 従業者名簿及びその者の資格を証するものの写し( 介護予防訪問介護相当サービス及び介護予防通所介護 相当サービスの場合を除く。)
  - (3) 定款又は寄附行為の写し
  - (4) 運営規程
  - (5) 重要事項説明書
  - (6) 利用契約書
- 2 市長は、前項の指定申請書及び添付書類(以下「申請 書類」という。)が提出された場合は、申請書類の記載 事項に不備がないこと、必要な書類が添付されているこ と等を確認し、申請の形式上の要件に適合しないと認め るときは、申込事業者に対し、速やかに補正するよう求 めるものとする。
- 3 市長は、必要に応じ、申込事業者に対し、当該申込事業者を代表する者又は当該第1号事業の代表予定者の本人から直接に説明、報告等を求めることができる。 (指定の審査)
- 第4条 市長は、申請書類の提出を受けて、当該申請の内容が次の各号のいずれかに該当するときは、当該申請に

- 対して第1号事業所の指定をしないことを決定する。
- (1) 申請書類の内容が介護保険関係法令及び奈良市介護 予防・生活支援サービス事業の人員、設備及び運営の 基準等に関する要綱(平成29年奈良市告示第64号)に 定められた人員、設備及び運営に関する基準を満たし ていないとき。
- (2) 実施要綱第3条各号に規定する次に掲げるサービスの区分に応じ、それぞれ次に定めるサービスに係る法のそれぞれの規定による指定若しくは許可又は指定若しくは許可の更新を受けていないとき。この場合において、アからオまでにおいて使用するサービスの名称は、別段の定めがあるものを除き、介護保険関係法令で使用する用語の例による。
  - ア 介護予防訪問介護相当サービス 訪問介護又は地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号。以下「整備法」という。) 附則第10条に規定する介護予防訪問介護(以下この号において「介護予防訪問介護」という。)
  - イ 訪問型サービスA 訪問介護又は介護予防訪問介 護
  - ウ 訪問型サービスC 居宅サービス(福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く。)、地域密着型サービス(看護小規模多機能型居宅介護を含む。)、施設サービス(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設に係るものを含む。)、介護予防福祉用具販売を除く。)、介護予防福祉用具販売を除く。)、介護予防語所介護 は整備法附則第10条に規定する介護予防通所介護 (以下この号において「介護予防通所介護」という。)又は地域密着型介護予防サービス(介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。)
  - エ 介護予防通所介護相当サービス 通所介護、地域 密着型通所介護又は介護予防通所介護
  - オ 通所型サービスC 通所介護若しくは地域密着型 通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型 通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護 予防認知症対応型通所介護又は介護予防通所介護
- (3) 前2号に掲げるもののほか、法の目的及び趣旨に照らして適正な第1号事業の実施が確保できないと認めるとき。

(申請の取下げ)

第5条 申請書類の提出後、第1号事業所の指定の申請を 取り下げようとする申込事業者は、奈良市介護予防・生 活支援サービス事業所指定申請取下書(別記第2号様 式)を市長に提出するものとする。

(指定の決定等)

第6条 市長は、第1号事業所の指定をしたときは、当該

申込事業者に対し、奈良市介護予防・生活支援サービス 事業所指定通知書 (別記第3号様式) により通知するも のとする。

- 2 第1号事業所の指定の有効期間は、当該指定の日から 第4条第2号に規定する指定又は許可(同号に規定する 指定又は許可の更新を含む。)の満了の日(同日前に当 該指定又は許可が取り消されたときは、当該取消しの 日)までとする。
- 3 第1号事業所の指定を受けた事業所(以下「指定事業所」という。)は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に表示するものとする。

(申請事項の変更の届出)

- 第7条 指定事業所を所管する事業者(以下「指定事業者」という。)は、次に掲げる事項を変更しようとするときは、遅滞なく奈良市介護予防・生活支援サービス事業所変更届出書(別記第4号様式)を市長に提出しなければならない。
  - (1) 事業所の名称
  - (2) 事業所の所在地
  - (3) 申請者の名称
  - (4) 代表者の氏名、住所及び職名
  - (5) 定款・寄附行為等及びその登録事項証明書又は条例 等(当該事業に関するものに限る。)
  - (6) 事業所の建物の構造、専用区画等(当該事業に関するものに限る。)
  - (7) 事業所の管理者の氏名及び住所
  - (8) 運営規程
  - (9) 役員の氏名及び住所
  - (10) 事業所の定員
  - (11) その他市長が必要と認める事項
- 2 指定事業者は、次に掲げる事項を変更しようとすると きには、市長にあらかじめ変更に係る資料を提出して協 議しなければならない。
  - (1) 利用定員
  - (2) 面積要件を伴う事業が行われる場所又は面積 (指定の廃止等)
- 第8条 指定事業者は、第1号事業所を廃止し、又は休止 しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前ま でに、奈良市介護予防・生活支援サービス事業所廃止・ 休止・再開届出書(別記第5号様式)を市長に提出しな ければならない。
- 2 休止した第1号事業所を再開しようとする指定事業者 は、あらかじめ奈良市第1号事業所廃止・休止・再開届 出書を市長に提出し、再開に係る協議をしなければなら ない。

(指定の更新)

第9条 指定事業者は、第1号事業所の指定の更新を受け ようとするときは、奈良市介護予防・生活支援サービス 事業所指定更新申請書(別記第6号様式)を市長に提出 しなければならない。この場合において、第3条第1項 に定める書類を添えるものとする。

- 2 第3条第2項及び第3項、第4条、第5条並びに第6条第3項の規定は、前項の指定の更新について準用する。この場合において、第3条第2項中「前項の指定申請書」とあるのは「第9条第1項の指定更新申請書」と、第5条中「指定の」とあるのは「指定の更新の」と、第6条第3項中「指定を」とあるのは「指定の更新を」と読み替えるものとする。
- 3 市長は、法第115条の45の6第1項の規定による指定 の更新をしたときは、当該指定の更新の申請を行った指 定事業者に対し、奈良市介護予防・生活支援サービス事 業所指定更新通知書(別記第7号様式)により通知する ものとする。

(指定の取消し)

第10条 市長は、法第115条の45の9第1項の規定による 指定の取消し等をしたときは、当該取消し等をした指定 事業者に対し、奈良市介護予防・生活支援サービス事業 所指定取消等通知書(別記第8号様式)により通知する ものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、第1号事業所の指 定等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。 (準備行為)
- 2 第3条第1項の規定による申請書類の提出及びこれに 関し必要な手続その他の行為は、この告示の施行の日前 においても、この要綱の規定の例により行うことができ る。

女 日 木 小 猫 子 氏 ・ 4 子 子 子 子 子 7 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1					
		奈良市介護予	坊·生活支援	奈良市介護予防・生活支援サービス事業所指定申請取下書	
种	(宛先) 3	(宛先) 奈良市長	所在申請者名名	所在地 名 称	町
れ変者におった。 指定事業者の指定を受けたいので、次のとおり、関係書類を添えて申請します。 「事業元のエエホロギュ			¥	代表者氏名	
2JJガナ 名	4 げます。	年 月 日付けで奈良市介護予	坊·生活支援サーt	日付けで奈良市介護予防・生活支援サービス事業所指定申請書を提出しましたが、当該申請を取り下	請を取り
主たる事務所の (単級番号 — ) 所在地	1. 提出[	提出した申請書の概要			
連絡先         電話番号         FAX番号           法人の種別         法人所轄	神継	本			
代表者の職名・ 氏名・生年月日 職名	指 指	中			
(無限務等 — )		事業の種類	実施事業	指定の申請をする事業の開始予定年月日	備考
代表者の住所フロボナ	煙	現行相当		年 月 日	
为	作 附	サービスA		年月日	
(単級所等の所在)	–,π <u>γ</u>	(		C	
実施   指定申請をする事業の   関に指定を受けている事業   事業開始を定年月日   等の指定及以辞中の0種類	110	7		ŗ	
	聖承	現行相当		年 月 日	
訪問型 サービスA	<b>₩</b> —				
サービスの	'nК	サービスA		年 月 日	
通所型 現行相当 サービスの					
小護保険事業者番号					
医療機関コード等					
1「男人番号」「事業所存在百分番号」編しは記載しないでください。 2「法人の種別」編は、申請者が法人である場合に、「社会を記入」「医療法人」「社団法人」「財団法人」「株式余社」等の別を記入					
したくだなし。 6 「計一指数件」を書き、日報光本部には、1 と 4 と言うと、1 と 6 十数本件の数字を記載。 アンボネーン					

	1 1 1 1 1 1		
	奈良市介護予防・生活支	奈良市介護予防・生活支援サービス事業所変更届出書	
	!	年月	Ш
<u>k</u> )	(宛先) 奈良市長		
		所在地	
		国出者 名 称	
		代表者氏名	됴
<i>ж</i>	)とおり指定を受けた内容を変更しますので届け出	₩.ф.	
		介徵現除非常者号	
—————————————————————————————————————	定内容を変更した事業所	名称	- :
		所在地	
	サービスの種類		
	変更があった事項	変更の内容	T
- !	事業所の名称	(変更前)	
8	事業所の所在地		
ო	申請者の名称		
4	代表者の氏名、住所及び職名		
ID.	定款・寄附行為等及びその登録事項証明書又 は条例等		
	(当該事業に関するものに限る。) 「事業にか建物の機等」 宙由で高強	(1) and (1)	
9	事業別の権力の権力を関す	(変更後)	
7	事業所の管理者の氏名及び住所		
80	運営規程		
<b>σ</b>	役員の氏名及び住所		
10	定員		
	その街		
	変更年月日	年 月 日	
備书	<ul><li>1 該当項目番号にOを付してください。</li><li>2 変更内容が分かる書類を添付してください。</li></ul>		1
	数 描 T 2 8 4 0 0 C C w	カンより指定を受けたが溶を変更しますので届け仕 定内容を変更した事業所 サービスの種類 事業所の名称 事業所の名称 は条割の所在地 申請者の名称 代表者の氏名、住所及び職名 に以来書解行為等及びその登録事項証明書文 は条例を は条例を 「当該事業に関するものに限る。) 事業所の管理者の氏名及び住所 運営規程 役員の氏名及び住所 変更年月日 変更年月日 変更年月日 変更年月日 変更年月日 変更年月日	同出者 名 称

男 O 方様式(弟 9 条関係)   <sup>国 4 英 8</sup>		日日	(宛先)奈良市長所在地所在地	申請者 名 終	代表者氏名	指定事業者の指定更新を受けたいので、次のとおり、関係書類を添えて申請します。 「 <sub>車業所所な</sub> 計計報号	リガナ	松	主たる事務所の	連絡先電話番号			(郵便番号 - )   代表者の住所	フリガナ 名 称	口 巫魁 好/	(郵便番号 一 )	連絡先 業 当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するとき	所 名	所在地 (郵便番号 一 )	電話番号	管理者の氏名、生年月日、 ノソカナ 在手月日 任子月日 経歴別添のとおり 住所及び秘証	專業等の種類 班-製+TCL-S指定の有效網腦滿了目	役員の氏名、生年月日及び住所別添のとおり
# O T NACA (제 O M M M M)	奈良市介護予防・生活支援サービス事業所廃止・休止・再期届出書	(宛先) 奈良市長	所在 一	届出者 名 称 印	代表者氏名	次のとおり事業の廃止(休止・再開)をしますので届け出ます。	介護保険事業者番号	名称	廃止 (休止・再開) する事業所	サービスの種類	休止・廃止・再開の別 休止・廃止・再開	休止・廃止・再開した年月日 年月 日	休止・廃止した 理由		現こサービス又は支援を受けて	いた者に対する措置	(休止・廃止した場合のみ)	休止予定期間 年月日~ 年月日					

r K	年 月 日	事業所指定取消等通知書		奈良市長	日付けで決定した事業所の指定取消し等について、下記の記										5不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。	
		奈 良 市 介護予防・生活支援サービス事業所指 定 取 消 等 通 知	森		年 月 日付けで決定した事業ドとおり通知します。 記	1. 申請者名	所在地	代表者名	2. 事業所名	事業所所在地	事 業 古 番 号	3. 事業の種類	4. 処分の内容	2. 理由	(注)裏面にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。	
r <del>K</del>	年 月 日	ピス事業所指定更新通知書		张 日 日 日 日	の イ も									日から 年 月 日まで中に、この指定更新を受ける際必要な介	護保険法の規定による指定又は許可が取り消されたときは、当該取消しの日までとする。	
		奈良市介護予防・生活支援サービス事業所指定更新通知書	泰		…へ…で 年 月 日付けで更新申請のあった事業所について、下記指定を更新したので通知します。		1. 申請者名	所在地	代表者名	2. 事業所名	事業所所在地	事業者番号	3. 事業の種類	4. 指定の有効期間 年 月 E ただし、この期間・	護保険法の規定によ当該取消しの日まで	

(平成29年2月1日掲示済)

### 奈良市告示第64号

奈良市介護予防・生活支援サービス事業の人員、設備及 び運営の基準等に関する要綱を次のように定める。

平成29年2月1日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市介護予防・生活支援サービス事業の人員、設備及び運営の基準等に関する要綱

目次

第1章 総則(第1条-第4条)

第2章 介護予防訪問介護相当サービス(第5条)

第3章 訪問型サービスA

第1節 基本方針(第6条)

第2節 人員に関する基準 (第7条・第8条)

第3節 設備に関する基準 (第9条)

第4節 運営及び介護予防のための効果的な支援の方 法に関する基準(第10条)

第4章 訪問型サービスC

第1節 基本方針(第11条)

第2節 人員に関する基準 (第12条・第13条)

第3節 設備に関する基準 (第14条)

第4節 運営及び介護予防のための効果的な支援の方 法に関する基準 (第15条—第17条)

第5章 介護予防通所介護相当サービス (第18条)

第6章 通所型サービスC

第1節 基本方針(第19条)

第2節 人員に関する基準 (第20条-第22条)

第3節 設備に関する基準 (第23条)

第4節 運営に関する基準 (第24条―第26条)

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関す る基準 (第27条)

第7章 補則 (第28条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。)第140条の63の6及び奈良市介護予防・生活支援サービス事業所の指定等に関する要綱(平成29年奈良市告示第63号。以下「指定要綱」という。)第4条の規定に基づき、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の45第1項第1号に規定する事業(奈良市介護予防・生活支援サービス事業実施要綱(平成29年奈良市告示第62号。以下「実施要綱」という。)第3条各号に掲げる事業に限る。以下「第1号事業」という。)の人員、設備及び運営に関する基準等について定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義 は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - (1) 指定第1号事業 第1号事業のうち、法第115条の

45の3第1項の指定に係るものをいう。

- (2) 指定第1号事業者 指定第1号事業を行うものをいう。
- (3) 介護予防訪問介護相当サービス 法第115条の45第 1項第1号イに規定する第1号訪問事業(以下「第1 号訪問事業」という。)のうち、地域における医療及 び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整 備等に関する法律(平成26年法律第83号)第5条の規 定による改正前の法(以下「旧法」という。)第8条 の2第2項に規定する介護予防訪問介護(以下「旧介 護予防訪問介護」という。)に係る基準により実施さ れるものをいう。
- (4) 訪問型サービスA 第1号訪問事業のうち、省令第 140条の63の6第2号に規定する第1号事業に係るサービスの内容等を勘案した基準により実施されるサービスであって、市が実施する研修を修了した者等による掃除、洗濯、買物等の日常生活の援助を行うものをいう。
- (5) 訪問型サービスC 第1号訪問事業のうち、省令第 140条の63の6第2号に規定する第1号事業に係るサービスの内容等を勘案した基準により実施されるサービスであって、保健・医療等の専門職が提供する短期間において集中的に行うものをいう。
- (6) 介護予防通所介護相当サービス 法第115条の45第 1項第1号口に規定する第1号通所事業のうち、旧法 第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護(以下 「旧介護予防通所介護」という。) に係る基準により 実施されるものをいう。
- (7) 通所型サービスC 第1号通所事業のうち、省令第 140条の63の6第2号に規定する第1号事業に係るサービスの内容等を勘案した基準により実施されるサービスであって、保健・医療等の専門職が提供する短期間において集中的に行うものをいう。
- 2 前項に定めるもののほか、この要綱で使用する用語の 意義は、法で使用する用語の例による。

(事業の一般原則)

- 第3条 指定第1号事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。
- 2 指定第1号事業者は、事業を運営するに当たっては、 地域との結びつきを重視し、市、他の事業者その他の保 健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携 に努めなければならない。
- 3 指定第1号事業者は、その運営に当たっては、奈良市 暴力団排除条例(平成24年奈良市条例第24号)第2条第 1号に規定する暴力団を利することとならないようにし なければならない。

(申請者の要件)

第4条 法第115条の45の5第1項の規定により指定第1 号事業者の指定の申請をすることができる者は、法人と する。 第2章 介護予防訪問介護相当サービス

第5条 指定第1号事業に該当する介護予防訪問介護相当 サービス(以下「指定介護予防訪問介護相当サービス」 という。)の事業の人員、設備及び運営に関する基準等 については、奈良市指定居宅サービス等の事業の人員、 設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する 条例(平成27年奈良市条例第17号)附則第2条第2号の 規定によりなおその効力を有するものとされた奈良市指 定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並び に指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果 的な支援の方法の基準等に関する条例(平成25年奈良市 条例第22号。以下「旧指定介護予防サービス等基準条 例」という。)に規定する指定介護予防訪問介護に係る 基準等の例による。

第3章 訪問型サービスA

第1節 基本方針

(事業提供者及び内容)

第6条 指定第1号事業に該当する訪問型サービスA(以下「指定訪問型サービスA」という。)は、介護福祉士、旧法第8条の2第2項に規定する政令で定める者又は市長が指定する研修の受講者による掃除、洗濯、買物等の日常生活の援助を行うサービスとする。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

- 第7条 指定訪問型サービスAの事業を行う者(以下「指定訪問型サービスA事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定訪問型サービスA事業所」という。)ごとに置くべき従業者の員数は、それぞれ次のとおりとする。
  - (1) 介護福祉士又は旧法第8条の2第2項に規定する政令で定める者 常勤換算方法で2.5以上
  - (2) 市長が指定する研修を修了した者 事業を適切に行うために必要と認められる数
- 2 指定訪問型サービスA事業者は、指定訪問型サービス A事業所ごとに、常勤の従業者のうち、利用者(当該指 定訪問型サービスA事業者が指定訪問介護事業者(奈良 市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基 準等に関する条例(平成25年奈良市条例第21号。以下 「指定居宅サービス等基準条例」という。)第6条第1 項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。) 又は指定介護予防訪問介護相当サービス事業者(指定介 護予防訪問介護相当サービスの事業を行う事業者をいう。 以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定訪問型サ ービスAの事業と指定訪問介護(指定居宅サービス等基 準条例第5条に規定する指定訪問介護をいう。以下同 じ。) 又は指定介護予防訪問介護相当サービスの事業と が同一の事業所において一体的に運営されている場合に あっては、当該事業所における指定訪問型サービスA、 指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護相当サービスの 事業の利用者。以下この条において同じ。)の数が40又 はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責

- 任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。
- 3 前項の利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、 新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 4 第2項のサービス提供責任者は、介護福祉士その他厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者(平成24年厚生労働省告示第118号)に規定する者であって、専ら指定訪問型サービスAに従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する指定訪問型サービスAの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(奈良市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成25年奈良市条例第23号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。)第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。)又は指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。当に従事するたとができる。
- 5 第2項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している指定訪問型サービスA事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっては、当該指定訪問型サービスA事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50又はその端数を増すごとに1人以上とすることができる。
- 6 指定訪問型サービスA事業者が指定訪問介護事業者又は指定介護予防訪問介護相当サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問型サービスAの事業と指定訪問介護の事業又は指定介護予防訪問介護相当サービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第6条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準又は第5条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(その他の基準)

第8条 前条に定めるもののほか、指定訪問型サービスA の事業の人員に関する基準については、旧指定介護予防 サービス等基準条例に規定する指定介護予防通所介護 (以下「旧指定介護予防通所介護」という。) に係る基 準の例による。

第3節 設備に関する基準

- 第9条 指定訪問型サービスA事業者には、事業の運営を 行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、 指定訪問型サービスAの提供に必要な設備及び備品等を 備えなければならない。
- 2 指定訪問型サービスA事業者が指定訪問介護の事業又 は指定介護予防訪問介護相当サービスの事業の指定を併

せて受け、かつ、指定訪問型サービスAの事業と指定訪問介護の事業又は指定介護予防訪問介護相当サービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第8条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営及び介護予防のための効果的な支援 の方法に関する基準

第10条 指定訪問型サービスAの事業の運営及び介護予防 のための効果的な支援の方法に関する基準については、 旧指定介護予防サービス等基準条例に規定する旧指定介 護予防通所介護に係る基準の例による。

第4章 訪問型サービスC

第1節 基本方針

第11条 指定第1号事業に該当する訪問型サービスC(以下「指定訪問型サービスC」という。)は、居宅要支援被保険者等に対して、その心身の状況、置かれている環境等に応じて、自宅等への訪問によって、原則として3箇月から6箇月までの期間に、保健・医療等の専門職が、要支援状態等となることの予防又は要支援状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援を行うことを目的として実施しなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従事者の員数)

第12条 指定訪問型サービスCの事業を行う事業者(以下 「指定訪問型サービスC事業者」という。)が当該事業 を行う事業所(以下「指定訪問型サービスC事業所」と いう。)ごとに置くべき従事者の員数は、当該事業を適 切に行うために必要と認められる数とし、医師、歯科医 師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士、 歯科衛生士、保健師、看護師その他の専門職により利用 者に対するサービスを実施させなければならない。 (管理者)

第13条 指定訪問型サービス C事業者は、その指定訪問型サービス C事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問型サービス C事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問型サービス C事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

- 第14条 指定訪問型サービスC事業者には、事業の運営を 行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、 指定訪問型サービスCの提供に必要な設備及び備品等を 備えなければならない。
- 2 指定訪問型サービスC事業者が指定要綱第4条第2号 に規定する指定若しくは許可又は指定若しくは許可の更 新を併せて受け、かつ、指定訪問型サービスCの事業と 当該指定若しくは許可又は指定若しくは許可の更新に係 るサービスの事業とが同一の事業所において一体的に運

営されている場合については、当該指定若しくは許可又 は指定若しくは許可の更新に係るサービスの設備に関す る基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満 たしているものとみなすことができる。

> 第4節 運営及び介護予防のための効果的な支援 の方法に関する基準

(サービス提供期間)

- 第15条 1の利用者に対する指定訪問型サービスCの提供期間は、原則として3箇月から6箇月までの範囲内の期間とする。
- 2 同一の利用者に対する同一のプログラムの提供については、原則として1の年度において1回とする。

(サービスの実施回数の限度)

- 第16条 同一の利用者に対する実施回数については、原則 として1日当たり4回まで、かつ、1の年度において8 回までとする。
- 第17条 前2条に定めるもののほか、指定訪問型サービス C事業者が指定要綱第4条第2号に規定する指定若しく は許可又は指定若しくは許可の更新を併せて受け、かつ。 指定訪問型サービスCの事業と当該指定若しくは許可又 は指定若しくは許可の更新に係るサービスの事業とが同 一の事業所において一体的に運営されている場合につい ては、当該指定若しくは許可又は指定若しくは許可の更 新に係るサービスの運営及び介護予防のための効果的な 支援の方法に関する基準を満たすことをもって、指定訪 問型サービスCの運営及び介護予防のための効果的な支 援の方法に関する基準を満たしているものとみなすこと ができる。

第5章 介護予防通所介護相当サービス

第18条 指定第1号事業に該当する介護予防通所介護相当 サービス(以下「指定介護予防通所介護相当サービス」 という。)の事業の人員、設備及び運営に関する基準等 については、旧指定介護予防サービス等基準条例に規定 する旧指定介護予防通所介護に係る基準等の例による。

第6章 通所型サービスC

第1節 基本方針

- 第19条 指定第1号事業に該当する通所型サービスC(以下「指定通所型サービスC」という。)は、居宅要支援被保険者等に対して、その心身の状況、置かれている環境等に応じて、通所の方法により、原則として3箇月から6箇月までの期間に、保健・医療等の専門職が、運動器の機能向上プログラム、栄養改善プログラム又は口腔機能向上プログラムを実施することによって、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援を行うことを目的として実施しなければならない。
- 2 指定通所型サービスCは、居宅要支援被保険者等に対して、その心身の状況、置かれている環境等に応じたサービスを提供するとともに、セルフケア(自分で自己の健康管理を行うことをいう。以下同じ。)に向けた動機付け及び学習を行うことによって、居宅要支援者被保険

者がサービス終了後において、地域活動の中で継続的な 機能維持を推進していくことを目指して行わなければな らない。

3 指定通所型サービスC事業者は、別表に定めるプログラムごとの目的、対象となる利用者及びプログラム概要に沿って、各プログラムを実施しなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

- 第20条 指定通所型サービスCの事業を行う事業者(以下 「指定通所型サービスC事業者」という。)は、プログ ラムごとに別表に掲げる要件を満たす専門スタッフに、 利用者に対するサービスを実施させなければならない。
- 2 指定通所型サービスC事業者は、指定通所型サービス C事業所(指定通所型サービスC事業者が指定通所型サービスCの事業を行う事業所をいう。)及びプログラム ごとに、指定通所型サービスCの1回当たりの利用人数 (以下「1回当たり利用人数」という。) 15人ごとに1 人以上の専門スタッフを置かなければならない。

(1回当たり利用人数)

第21条 指定通所型サービスC事業者は、プログラムごとに別表に掲げる人数をおおむねの目安としつつ、1回当たり利用人数を決定する。ただし、利用定員(1回当たり利用人数の上限をいう。)は、30人を超えてはならない。

(管理者)

第22条 指定通所型サービス C事業者は、その指定通所型サービス C事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定通所型サービス C事業所の管理上支障がない場合は、当該指定通所型サービス C事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

第23条 指定通所型サービスC事業者が指定要綱第4条第2号に規定する指定若しくは許可又は指定若しくは許可の更新を併せて受け、かつ、指定通所型サービスCの事業と当該指定若しくは許可又は指定若しくは許可の更新に係るサービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、当該指定若しくは許可又は指定若しくは許可の更新に係るサービスの設備に関する基準を満たすことをもって、指定通所型サービスCの設備に関する基準を満たしているものとみなす。

第4節 運営に関する基準

(サービス提供期間)

- 第24条 1の利用者に対する指定通所型サービスCの提供期間は、原則として3箇月から6箇月までの範囲内の期間とする。
- 2 同一の利用者に対する同一のプログラムの提供については、原則として1の年度において1回とする。

(サービスの具体的な実施方針及び実施回数の限度)

第25条 指定通所型サービスCは、プログラムごとに別表

で定める実施回数及び時間、実施内容並びに留意事項に沿って、サービスを実施しなければならない。

- 2 同一の利用者に対する複数プログラムの実施回数については、原則として1の年度において24回までとする。 (その他の基準)
- 第26条 前2条に定めるもののほか、指定通所型サービス C事業者が指定要綱第4条第2号に規定する指定若しく は許可又は指定若しくは許可の更新を併せて受け、かつ、 指定通所型サービスCの事業と当該指定若しくは許可又 は指定若しくは許可の更新に係るサービスの事業とが同 一の事業所において一体的に運営されている場合につい ては、当該指定若しくは許可又は指定若しくは許可の更 新に係るサービスの運営に関する基準を満たすことを もって、指定通所型サービスCの運営に関する基準を満 たしているものとみなす。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に 関する基準

第27条 指定通所型サービスC事業者が指定要綱第4条第2号に規定する指定若しくは許可又は指定若しくは許可の更新を併せて受け、かつ、指定通所型サービスCの事業と当該指定若しくは許可又は指定若しくは許可の更新に係るサービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、当該指定若しくは許可又は指定若しくは許可の更新に係るサービスの介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、指定通所型サービスCの介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たしているものとみなす。

第7章 補則

(委任)

第28条 この要綱に定めるもののほか、指定第1号事業の 基準等に関し必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

# 別表(第19条、第20条、第21条、第25条関係)

# (1) 運動器の機能向上プログラム

項 目	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	内 容				
	- Mari See 3 10 11 - 2 32	1 2 11				
目 的	日常生活を維持改善するために必要な身体運動に気づき、運動の実施やその知ることで、運動器の機能を改善し、自立した生活を送り続けられるように支援を					
プログラム概要	向上を図る観点から	腰痛予防や痛みの改善など加齢に伴う運動器の機能低下の予防・ 、ストレッチ、有酸素運動、簡易な器具を用いた運動等を行う。 機能的トレーニングも可能)				
専門スタッフの要件		師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、柔道整復 ジ指圧師又は健康運動指導士であること。				
1回当たり利用人数(おおむねの目安)	10~15 人程度					
実施回数・時間	週1回又は週2回程 る。) 1回当たり1時間~	度(1箇月の上限を8回、かつ、実施期間内の上限を18回とす 2時間程度				
	以下のア〜エのプロ・	セスに沿って実施する。				
	ア 専門スタッ フによる事前 アセスメント	専門スタッフは、プログラム開始前に利用者の心身機能の把握及び身体機能を踏まえたプログラム実施に係るリスク評価を行うとともに、関連するQOL等の個別の状況についても評価・把握する。				
実施内容	イ 個別介護予 B B B B B B B B B B B B B B B B B B B	専門スタッフは、アセスメント結果を踏まえ、個別の利用者ごとのプログラム内容、実施期間、実施回数等を記載した個別介護予防プランを作成する。その際、実施期間については3箇月間程度とし、利用者の負担とならず、かつ、その効果が期待できるスケジュールを設定する。また、一定期間ごとに一定の目標を定め、利用者の状況に応じて、過度の負担がかからないようにプログラムを設定する。				
	ワ 連動等の美   イ	専門スタッフは、個別介護予防プランに基づき運動 (ストレッチ、 育酸素運動等)を実施する。なお、1日のプログラムの中に、セ ルフケアのための学習時間を入れること。				
	ファドム事役し	専門スタッフは、プログラムの終了時に、参加状況、目標の達成 度、身体機能、関連するQOL等を評価する。				
留意事項	イ 安全管理マニュ 利用者の安全性を ウ プログラムの実 労働省、平成24年	全に行われるよう、主治医との連携の上で実施すること。 アルを整備し、常に事故防止のため十分な注意を払うとともに、 十分に考慮し、緊急時にも対応できるよう体制を整備すること。 施及び評価に当たっては、『運動器の機能向上マニュアル』(厚生 F改訂版)を始めとする文献、学術的又は一定程度その効果が把 等を参考とすること。				

# (2) 栄養改善プログラム

2)	栄養改善プログラム	N Company of the Comp
	項目	内 容
	目 的	食べることを通じて、低栄養状態の予防や改善を図るとともに、いつまでも「食」を 楽しみ、自立した生活を送って、生活の質を高められるように支援を行う。
	プログラム概要	高齢者の低栄養状態を早期に発見するとともに、「食べること」を通じて低栄養状態を改善し、高齢者の自立支援の1つとしての「個別的な栄養相談」、「集団的な栄養教育」等を実施する。
	専門スタッフの要件	管理栄養士であること。
	1回当たり利用人数 (おおむねの目安)	10 人程度
	実施回数・時間	6回(1箇月当たりの上限を3回とする。) 1回当たり1時間~2時間程度
		以下のアを実施した後、「以下のイの単独実施」又は「以下のイとウの双方を同時に実施」のいずれかの形態によって実施。なお、イについては、以下の(ア)~(ウ)のプロセスに沿って実施する。 ア 管理栄養士 管理栄養士はプログラム開始前に、利用者に対して身長、体重による事前ア 等の身体計測を行うとともに、食事摂取状況、アレルギー状況
		セスメント 等を把握し、低栄養状態のリスクに係る評価を行う。 イ 個別的な栄養相談(10人程度の小グループ)
	実施内容	管理栄養士は、アセスメント結果及び利用者の意向を踏まえ、 栄養改善の観点から必要となる栄養量や日常の食事の形態な 人による栄 養改善のた が行う計画作りを支援する。当該計画は、可能な限り3箇月間 めの計画作 成の支援 程度の計画とし、計画期間中に個別的な栄養相談を6~8回程 度組み込むとともに、栄養改善に向けた食事に関する目標を定 めることとする。
	大旭门谷	管理栄養士は、利用者による計画の実施に当たり、利用者の低 栄養状態を改善するため、地域における食事作りの会や食事会 等を提供しているボランティア組織の紹介、高齢者の食事づく りに便利な器具、栄養改善に有効な食品の購入方法等に関する 情報提供を行う。
		(ウ) 管理栄養 士による事 管理栄養士は、計画終了時に、利用者の目標達成度、低栄養状 後アセスメ 態の改善状況等を評価する。 ント
		ウ 集団的な栄養教育
		介護予防のための栄養改善の知識経験を有する専門家等により、「食べることの 意義」、「栄養改善のための自己マネジメントの方法」、「栄養改善のための食べ 方、食事作りと食材の購入方法」、「摂食・嚥下機能を含めた口腔機能の向上等
ļ		に関連すること」等に関する講義又は実習を実施する。
	留意事項	ア プログラムの実施に当たっては、一方的な「指導」とならないよう、それぞれ の地域の実情に応じ、独自に実施方法の工夫を行うことが必要である。 イ 調理実習等を実施する場合の食材料費・調理費相当分の費用については、基本 的には、利用者から支払を受けること。 ウ 栄養改善プログラムの実施及び評価に当たっては、『栄養改善マニュアル』(厚
		生労働省、平成 24 年改訂版)を始めとする文献、学術的又は一定程度その効果が把握されている資料等を参考とすること。

# (3) 口腔機能向上プログラム

3) 口腔機能円上ノログ	14						
項目		内容					
目 的	口腔機能の維持 営みができるよ	<ul><li>・改善を通じて、いつまでも、おいしく、楽しく、安全な食生活のう支援を行う。</li></ul>					
プログラム概要	高齢者の摂食・嚥下機能の低下を早期に発見し、その悪化を予防する観点から、「 腔機能向上のための教育や口腔清掃の自立支援、摂食・嚥下機能訓練の指導等を 施する。						
専門スタッフの要件	歯科医師、保健 と。	師、医師、歯科衛生士、看護師、准看護師又は言語聴覚士であるこ					
1回当たり利用人数 (おおむねの目安)	10 人程度						
実施回数・時間		たりの上限を3回とする。) 間~2時間程度					
	以下のア〜エの	プロセスに沿って実施する。					
	ア 専門スタ ッフによる 事前アセス メント	専門スタッフは、プログラム開始前に対象者の口腔機能の状態の 把握、評価を行う。					
	イ 個別介護 予防プラン の作成	専門スタッフは、アセスメント結果を踏まえ、個別の利用者ごと のプログラム内容、実施期間、実施回数等を記載した個別介護予 防プランを作成する。					
実施内容	ウ プログラ ムの実施	専門スタッフは、以下の(ア)~(オ)の内容を含むプログラムを実施する。 (ア) 口腔機能の向上教育 (イ) 口腔清掃の指導 (ウ) 摂食・嚥下機能に関する機能訓練の指導 (エ) セルフケアプログラムの策定 (オ) セルフケアプログラム実施に当たっての指導 ※セルフケアプログラムには、口腔清掃の実施、日常的にできる口腔機能の向上のための訓練(「健口体操」等)の実施等、居宅において利用者が日常的に実施すべき内容を盛り込む。					
	メント	専門スタッフは、計画終了後に、利用者の目標の達成度、口腔機 能の状態等を評価する。					
留意事項	イ 安全管理マ に、利用者の こと。 ウ 口腔機能向 ュアル』(厚生	が安全に行われるよう、主治医との連携の上で実施すること。 ・ニュアルを整備し、常に事故防止のため十分な注意を払うととも 安全性を十分に考慮し、緊急時にも対応できるよう体制を整備する 上プログラムの実施及び評価に当たっては、『口腔機能の向上マニ 生労働省、平成24年改訂版)を始めとする文献、学術的又は一定程 把握されている資料等を参考とすること。					

(平成29年2月1日掲示済)

### 奈良市告示第65号

次のとおり電子入札による一般競争入札に付しますので、 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第 1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第 2条の規定により公告します。

平成29年2月1日

奈良市長 仲 川 元 庸

### 1 入札に付する事項

鴻ノ池周辺整備工事(鴻ノ池運動公園)ほか7件(各 工事の工事件名、工事場所、工期、工事概要、予定価格、 最低制限基準価格及び最低制限モデル型算出価格は別表

のとおり) 以下省略

(平成29年2月1日掲示済)

### 奈良市告示第66号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項、第 46条第1項及び第53条第1項の規定により、指定居宅サー ビス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サ ービス事業者を指定しましたので、同法第78条第1号、第 85条第1号及び第115条の10第1号の規定により公示しま す。

平成29年2月1日

奈良市長 仲 川 元 庸

事業所番号	事業所		事業者	指 定	
争未別留力	所在地	名称	法人所在地	法人名	年月日
2970107476	奈良県奈良市大安寺七丁 目6番16号-107	ケアサポートなずな	奈良県奈良市大安寺七丁 目6番16号-107	株式会社樹輝	平成29年 2月1日
2970107450	奈良県奈良市中町2313番 地の2	ヘルパーステー ション かごのき	奈良県奈良市中町2313番 地の2	株式会社 ケアブレーン	平成29年 2月1日
2970107468	奈良市法蓮町471番地の1	和デイサービスセ ンター	奈良市法蓮町471番地の1	株式会社樹	平成29年 2月1日

(平成29年2月1日掲示済)

指定障害福祉サービス事業者を指定しましたので、同法第 51条第1号の規定に基づき告示します。

平成29年2月1日

奈良市長 仲 川 元 庸

# 奈良市告示第67号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため の法律(平成17年法律第123号)第29条第1項に規定する

1 指定年月日 平成29年2月1日

	事業所番号		事業者	<b>7</b> .		サービス種類		
	<b>尹</b> 未川宙 5	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	リーヒス性類
	2910102611	株式会社樹輝	630-8133	奈良県奈良市大安 寺七丁目 6 番16号 -107	ケアサポー トなずな	630-8133	奈良県奈良市大安 寺七丁目 6 番16号 -107	居宅介護 重度訪問介護 同行援護
	2910101597	株式会社 SHARA	630-8144	奈良県奈良市東九 条町1115-16	訪問介護事 業所SHA RA	630-8144	奈良県奈良市東九 条町1115-16	行動援護

(平成29年2月1日掲示済) |

### 奈良市告示第68号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため の法律(平成17年法律第123号)第51条の17第1項第1号

1 指定年月日 平成29年2月1日

に規定する指定特定相談支援事業者を指定しましたので、 同法第51条の30第2項第1号の規定に基づき告示します。 平成29年2月1日

奈良市長 仲 川 元 庸

事業所番号		事業者	<b>Z</b>		事業原	ŕ	サービス種類
尹未川 笛 万	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	リーヒス俚類
2930100728	株式会社樹輝	630-8133	奈良県奈良市大安 寺七丁目6番16号 -107	ケアサポー トなずな	630-8133	奈良県奈良市大安 寺七丁目6番16号 -107	計画相談支援

(平成29年2月1日掲示済)

### 奈良市告示第69号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の26第1項

1 指定年月日 平成29年2月1日

第1号に規定する指定障害児相談支援事業者を指定しましたので、同法第24条の37第1号の規定に基づき告示します。 平成29年2月1日

奈良市長 仲 川 元 庸

事業所番号		事業者	<b>X</b>		事業所	f	サービス種類
争未別留力	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	リーヒス俚類
2970101354	株式会社樹輝	630-8133	奈良県奈良市大安 寺七丁目6番16号 -107	ケアサポー トなずな	630-8133	奈良県奈良市大安 寺七丁目6番16号 -107	障害児相談支 援

(平成29年2月1日掲示済)

指定障害福祉サービス事業者を廃止しましたので、同法第51条第2号の規定に基づき告示します。

平成29年2月1日

奈良市長 仲 川 元 庸

### 奈良市告示第70号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため の法律(平成17年法律第123号)第29条第1項に規定する

1 廃止年月日 平成29年1月31日

事業所番号		事業者	<b>7</b> .		サービス種類		
尹未別留り	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	リーころ俚規
2910102280	株式会社カ ームネスス マイル	631-0806	奈良県奈良市朱雀 五丁目20番6号ガ ーデンシティ201号	カームネス スマイル彩	631-0842	奈良県奈良市菅原 町474-5三和マン ション107号	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護
2910102462	エルケア株式会社	530-0015	大阪府大阪市北区 中崎西二丁目4番 12号梅田センター ビル25階	エルケア株 式会社エル ケア新大宮 ケアセンタ	630-8115	奈良県奈良市大宮 町五丁目 3 - 14不 動ビル201号室	居宅介護 重度訪問介護 同行援護

(平成29年2月1日掲示済)

### 奈良市告示第71号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第10条の規定により公告します。

平成29年2月1日

奈良市長 仲 川 元 庸

申請者住所	奈良市左京三丁目15番地の8
申請者氏名	沼田 尚起
道路の位置	奈良市三条桧町390番9及び391番1の各 一部
道路の幅員	最大6.02m 最小6.02m
道路の延長	25.52m
指定年月日	平成29年2月1日
指定番号	第H2819号

(平成29年2月1日掲示済)

奈良市告示第72号

国税徴収法(昭和34年法律第147号)第80条の規定に基づく差押解除通知書については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部税務室滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成29年2月2日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 送達をすべき文書 差押解除通知書
- 2 送達を受けるべき者 省略

(平成29年2月2日掲示済)

### 奈良市告示第73号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成29年2月2日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成29年2月2日

3 移動対象区域

JR 奈良駅周辺、近鉄学園前駅周辺及び近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1 奈良市自転車等保管施設

5 引取期間

告示日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)第1条第1項に規定する市の休日(毎月の第2及び第4土曜日を除く。)を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

- 7 引取りのための必要事項
  - (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)をお持ちください。
  - (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 自転車

2,000円

原動機付自転車 4,000円

- イ 保管費 1,000円 (ただし、移動日から14日以内 は無料)
- 8 連絡先 奈良市市民生活部 交通政策課 電話0742-34-1111代表

(平成29年2月2日掲示済)

# 奈良市告示第74号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規 定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のと おり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備 部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成29年2月2日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 許可の年月日及び番号
  - 平成28年11月22日 奈良市指令整開 第16A-34号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号 開発行為 平成29年2月2日 第1557号 公共施設 平成29年2月2日 第748号
- 3 開発区域に含まれる地域

奈良市中山町2番1、2番3及び18番の一部

- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 奈良市二名三丁目952-1 株式会社けいはんなヘルパーステーション 代表取締役 久保 吉伸
- 5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市中山町2番1の一部及び2番3の一部 (平成29年2月2日掲示済)

### 奈良市告示第75号

奈良市住居表示に関する条例(昭和42年奈良市条例第21号)第3条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条例第3条第4項の規定により告示します。

平成29年2月3日

奈良市長 仲 川 元 庸

次のとおり省略

(平成29年2月3日掲示済)

### 奈良市告示第76号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成29年2月6日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

- 2 移動年月日 平成29年2月6日
- 3 移動対象区域

J R 奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成29年2月6日掲示済)

### 奈良市告示第77号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規 定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のと おり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備 部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成29年2月6日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 許可の年月日及び番号平成28年12月6日 奈良市指令整開 第16A-39号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号 開発行為 平成29年2月6日 第1558号
- 3 開発区域に含まれる地域 奈良市六条町225番3の一部
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 奈良市六条町225番地の3 綿谷 貢

(平成29年2月6日掲示済)

# 奈良市告示第78号

奈良市観光案内所規則(平成21年奈良市規則第60号)第

5条ただし書により、次のとおり観光案内所を臨時に休館 します。

平成29年2月7日

奈良市長 仲 川 元 庸

施 設 名	休 館 日
奈良市観光センター	平成29年2月15日~平成29年6月 3日

(平成29年2月7日掲示済)

### 奈良市告示第79号

森林法(昭和26年法律第249号)第10条の6第3項の規定により奈良市森林整備計画を変更したいので、同法第10条の6第4項において準用する同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該市町村森林整備計画の案を縦覧に供します。

なお、奈良市森林整備計画の案に意見のある者は、縦覧期間が完了する日までに、奈良市長に対し、理由を付した 文書をもって、意見書を提出することができます。

平成29年2月7日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 縦覧場所

奈良市役所 観光経済部農林課

2 縦覧期間

自 平成29年2月7日

至 平成29年3月10日

(平成29年2月7日掲示済)

### 奈良市告示第80号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成29年2月7日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成29年2月7日

3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺、近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京 駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等放置禁止区域 以下省略

(平成29年2月7日掲示済)

# 奈良市告示第81号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市身体障害者福祉法施行細則(昭和62年奈良市規則第29号)第3条の規定により告示します。

平成29年2月7日

奈良市長 仲 川 元 庸

指定日	医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目 (障害名)
平成29年 2月3日	人羅 俊明	医療法人康仁会 西の京病院	奈良市六条町102-1	整形外科 (肢体不自由)
平成29年 2月3日	木下 聡子	医療法人新生会 総合病院高の原中央病院	奈良市右京一丁目3番地の3	神経内科 (肢体不自由)

(平成29年2月7日掲示済)

とおり指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成29年2月8日

奈良市長 仲 川 元 庸

# 奈良市告示第82号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項 の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次の

指定	介護機関			
名称	所在地	佐記又は宝佐する東娄の種類	指定年月日	
	施設又は実施する事業の種類 開設者		11年十月日	
名称	主たる事務所の所在地			
ケアサポートなずな	奈良県奈良市大安寺七丁目6 番16号-107	居宅 訪問介護 介護予防 訪問介護	平成29年2月1日	
株式会社樹輝	奈良県奈良市大安寺七丁目 6 番16号-107	居宅介護支援事業(介護計画作成)	一十,双23平 2 月 1 日	

ヘルパーステーション かごのき	奈良県奈良市中町2313番地の 2	居宅 訪問介護 介護予防 訪問介護	平成29年2月1日
株式会社 ケアブレーン	奈良県奈良市中町2313番地の 2		
和デイサービスセンター	奈良県奈良市法蓮町471番地の 1	居宅 通所介護	亚成20年2月1日
株式会社 樹	奈良県奈良市法蓮町471番地の 1	*	平成29年2月1日

(平成29年2月8日掲示済)

### 奈良市告示第83号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規 定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のと おり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備 部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成29年2月9日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 許可の年月日及び番号平成28年12月6日 奈良市指令整開 第16A-36号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号開発行為 平成29年2月9日 第1559号
- 3 開発区域に含まれる地域 奈良市石木町672番
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 奈良市菅原町522番地の3BLOOM伏見201号 中内 祥文

(平成29年2月9日掲示済)

### 奈良市告示第84号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規 定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のと おり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備 部開発指導課において一般の閲覧に供します。

1 この督促状の発送年月日及び納期限

調定年度及び税目 期別 発送年月日 納期限

平成28年度市・県民税 25年度分 平成28年11月18日 平成28年11月30日

平成28年度市・県民税 26年度分 平成28年11月18日 平成28年11月30日

平成28年度市·県民税27年度分平成28年11月18日平成28年11月30日平成28年度市·県民税第2期分平成28年9月20日平成28年9月30日

平成28年度市·県民税 第 3 期分 平成28年11月18日 平成28年11月30日 平成28年度固定資産·都市計画税 第 3 期分 平成28年12月20日 平成29年1月4日

2 この公示送達により変更した後の納期限

平成29年2月26日

3 送達を受けるべき者 別紙のとおり

別紙省略

(平成29年2月9日掲示済)

平成29年2月9日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 許可の年月日及び番号平成28年8月22日 奈良市指令整開 第16A-22号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号 開発行為 平成29年2月9日 第1560号
- 3 開発区域に含まれる地域 奈良市山陵町464番2の一部
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 奈良県山辺郡山添村北野985 北出 繁裕

(平成29年2月9日掲示済)

### 奈良市告示第85号

平成28年度市・県民税過年度分、第2期分、第3期分及 び平成28年度固定資産税・都市計画税第3期分の督促状を 郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のた め送達することができないので、地方税法(昭和25年法律 第226号)第20条の2及び奈良市税条例(昭和46年奈良市 条例第12号)第6条の規定により、次のとおり公示送達し ます。

なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部税務室納税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付します。

平成29年2月9日

奈良市長 仲 川 元 庸

### 奈良市告示第86号

次の表の左欄に記載する者に対する土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第77条第2項の規定による「工作物等移転又は除却の通知及び照会」は、送付したが受領を拒まれたので、同法第133条第1項及び同条第2項において準用する同法第77条第5項の規定により、書類の送付に代えて通知及び照会の内容をそれぞれ当該右欄のとおり公告

する。

平成29年2月10日

工作物等移転又は除却の通知及び照会

奈良市長 仲 川 元 庸

書類の送付を受けるべき者		通知及び照会
氏 名	住 所	通知及び照会
上田 和典 上田 弘子	奈良市青野町一丁目8番10号 奈良市青野町一丁目8番10号	工作物等移転又は除却の通知及び照会(別紙)

別紙省略

(平成29年2月10日掲示済)

示済)

# 奈良市告示第87号

次の表の左欄に記載する者に対する土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第77条第2項の規定による「工作物工作物等移転又は除却の通知及び照会

等移転又は除却の通知及び照会」は、送付したが受領を拒まれたので、同法第133条第1項及び同条第2項において準用する同法第77条第5項の規定により、通知及び照会の内容を当該掲示されている旨、公告する。

平成29年2月10日

奈良市長 仲 川 元 庸

<u>=</u>	<b></b> りまり とうしょ とう とうしょ とうしょ とうしょ とうしょ とうしょ とうしょ と	通 知 及 び 照 会
氏 名	住 所	通 和 及 O 照 云
上田 和典 上田 弘子	奈良市青野町一丁目8番10号 奈良市青野町一丁目8番10号	工作物等移転又は除却の通知及び照会(別紙)

揭 示 場 所

奈良市青野町 広報板

奈良市青野町 仮設掲示板

奈良市西大寺南町 西大寺駅周辺整備事務所 (明光第5ビル) 入口扉

別紙省略

(平成29年2月10日掲示済)

# 奈良市告示第88号

平成28年度軽自動車税納税通知書を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明なため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び奈良市税条例(昭和46年奈良市条例第12号)第6条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は財務部税務室市民 税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があれ ばいつでも交付します。

平成29年2月10日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 この通知書の発送年月日	平成28年5月10日	
2 この公示送達により変更す	変 更 平成28年5月31日	
る納期限	変 更 ぞ 変 平成29年2月28日	
3 送達を受けるべき者	別紙のとおり	

別紙省略

(平成29年2月10日掲示済)

奈良市告示第89号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により横井東町自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成29年2月14日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	本田 博一 奈良市横井三丁目 103番地の3	山田 診才 大和郡山市九条町 960番地の36

2 変更の年月日

平成29年1月8日

(平成29年2月14日掲示済)

### 奈良市告示第90号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成29年2月14日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成29年2月14日

3 移動対象区域

JR奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁 止区域

以下省略

(平成29年2月14日掲示済)

### 奈良市告示第91号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則(昭和59年奈良市規則第35号)第5条の規定により告示します。

平成29年2月14日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 処分の根拠

告示日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。

- 2 処分対象自転車等の保管場所 奈良市大安寺西二丁目288-1 奈良市自転車等保管施設
- 3 処分年月日 平成29年2月14日
- 4 処分対象自転車等の移動年月日 平成28年7月5日、同月7日、同月10日、同月12日、 同月14日、同月21日、同月25日及び同月26日

(平成29年2月14日掲示済)

# 奈良市告示第92号

奈良市既存高齢者施設等の防犯対策強化事業補助金交付 要綱を次のように定める。

平成29年2月14日

奈良市長 仲 川 元 庸 奈良市既存高齢者施設等の防犯対策強化事業補助金 交付要綱

(目的)

第1条 高齢者施設等の防犯対策を強化するために必要な 安全対策に要する経費について、予算の範囲内において 奈良市既存高齢者施設等の防犯対策強化事業補助金(以 下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付 に関しては、社会福祉法人の助成申請手続きに関する条 例(昭和47年奈良市条例第23号)及び奈良市補助金等交 付規則(昭和59年奈良市規則第23号。以下「規則」とい う。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところに よる。

(定義)

- 第2条 この要綱において「高齢者施設等」とは、次に掲 げる施設をいう。
  - (1) 特別養護老人ホーム (老人福祉法 (昭和38年法律第 133号) 第20条の5に規定する特別養護老人ホームを いう。)

- (2) 介護老人保健施設(介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第8条第28項に定める介護老人保健施設をいう。)
- (3) 養護老人ホーム (老人福祉法第20条の4に規定する 養護老人ホームをいう。)
- (4) 軽費老人ホーム (老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。)
- (5) 老人短期入所施設(法第8条第9項に規定する短期 入所生活介護及び法第8条の2第7項に規定する介護 予防短期入所生活介護を行う事業所をいう。)
- (6) 認知症高齢者グループホーム (法第8条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護及び法第8条の2第 15項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護を行う事業所をいう。)
- (7) 小規模多機能型居宅介護事業所(法第8条第19項に 規定する小規模多機能型居宅介護及び法第8条の2第 14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護を行 う事業所をいう。)
- (8) 看護小規模多機能型居宅介護事業所(介護保険法施 行規則(平成11年厚生省令第36号)第17条の12に規定 する看護小規模多機能型居宅介護を行う事業所をい う。)
- (9) 有料老人ホーム(老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホームのうち、同項の規定による届出を行ったものをいう。)
- (10) 指定通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜 に指定通所介護以外のサービスを提供する旨の届出を 行っている指定通所介護事業所(「指定通所介護事業 所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定通所介護等以 外のサービスを提供する場合の事業の人員、設備及び 運営に関する指針について」(平成27年4月30日付老 振発第0430第1号)に基づき、指定通所介護事業所に おいて夜間及び深夜に指定通所介護等以外のサービス を提供する場合の届出を行ったものをいう。)

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付を受けることができる事業者(以下「補助対象事業者」という。)は、市内に高齢者施設等を有し、高齢者施設等を運営する事業者であって、法人の市民税及び事業所税に係る市長に対する申告(当該申告の義務を有する者に限る。)を行い、かつ、本市の市税(法人の市民税、固定資産税及び都市計画税、軽自動車税、特別土地保有税並びに事業所税をいう。)を滞納していないものとする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付を受けることができる事業(以下 「補助対象事業」という。)は、地域介護・福祉空間整 備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交 付金実施要綱(平成18年5月29日付老発第0529001号厚 生労働省老健局長通知)に規定する高齢者施設等の防犯 対策を強化するために必要な安全対策に要する経費を支 援する事業で、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 既存の高齢者施設等の防犯対策を目的とした事業であること。
- (2) 次に掲げる設備を高齢者施設等に整備するものであること。
  - ア フェンス (境界を作り、人が容易に敷地内や建物 に接近することを防ぐ効果があるものに限る。)
  - イ 110番直結非常通報装置
  - ウ カメラ付きインターホン
  - エ 防犯カメラ
  - オ 人感センサー (人の出入りを感知するセンサー付 ライト、人の出入りを感知し、ベルで音を鳴らすも の等)
  - カ その他これらと同様の防犯効果が見込まれるもの
- (3) 総事業費が30万円以上であること。
- (4) 高齢者施設等の目的以外の用途に使用するためのものではないこと。
- (5) 過去にこの事業の申請をしていないこと。 (補助対象経費)
- 第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象 経費」という。)は、防犯対策を目的とした施設等の整 備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事 施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費 消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、設計監督料等をい い、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当す る額を限度額とする。)とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額と総事業費から当該事業に係る寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額と180万円とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする

(補助金交付申請の添付書類)

- 第7条 規則第4条第1項に規定する補助金等交付申請書 に添付すべき書類は、次のとおりとする。
  - (1) 申請額算出内訳書(別記第1号様式)
  - (2) 事業計画書 (別記第2号様式)
  - (3) 市税の滞納がないことの証明書(申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。)
  - (4) その他市長が必要と認める書類 (補助金交付の条件)
- 第8条 この要綱による補助金の交付の決定には、次に掲げる条件を付するものとする。
  - (1) 事業者は、市長の承認を受けて補助対象事業により 取得し、又は効用の増加した財産を処分することによ り、収入が生じた場合には、その収入の全部又は一部 を市に納付すること。
  - (2) 事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の 増加した財産については、当該補助対象事業の完了後 においても善良な管理者の注意をもって管理するとと もに、その効率的な運営を図ること。

- (3) 事業者は、補助対象事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾しないこと。
- (4) 事業者は、補助対象経費について、重複してお年玉 付郵便葉書等寄附金配分金の交付を受けないこと。
- (5) 事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した単価30万円以上の機械、器具その他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄しないこと。
- (6) 事業者は、補助対象事業完了後に、消費税及び地方 消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費 税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び 地方消費税に係る消費税仕入控除税額報告書(別記第 3号様式)により速やかに市長に報告すること。なお 事業者が全国的に事業を展開する組織の1支部、1支 社、1支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の 申告を行なわず、本部、本社、本所等で消費税及び地 方消費税の申告を行っている場合は、本部、本社、本 所等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行う こと。この場合において、市長は、当該仕入控除税額 の全部又は一部を市に納付させる場合がある。
- (7) 事業者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(補助対象事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管すること。ただし、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管すること。
- (8) 事業者が補助対象事業を行うために締結する契約の 相手方及びその関係者から、寄附金等の資金提供を受 けてはならないこと。ただし、共同募金会に対してな された指定寄附金を除く。
- (9) 事業者は、補助対象事業を行うために締結する契約 については、一般競争入札に付するなど市が行う契約 手続の取扱いに準拠すること。

(完了実績報告の添付書類)

- 第9条 規則第14条第2号に規定する市長が必要と認める 書類は、次のとおりとする。
  - (1) 精算額算出内訳書 (別記第4号様式)
  - (2) 事業実績報告書(別記第5号様式)

(3) その他市長が必要と認める書類

の都度市長が定める。

附則

この告示は、平成29年2月14日から施行する。

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、そ 別記

第1号様式(第7条関係)

(単位:円)

総事業費	補助対象経費の実支出額	寄附金その他の収入額	差引額	補助金基準額	補助金の額
A	B	C	D=A-C	E	F
				1, 800, 000	

(注) F欄には、B欄、D欄及びE欄の額を比較して最も低い額に2分の1を乗じて得た額を記入すること(1, 000円未満の端数が生 じた場合は、これを切り捨てるものとする。)。

【対象経費の実支出額(B)の内訳】

(単位:円)

フェンス	110番直結 吐如丸之	防犯カメラ	人感センサー	その他		小計
7	非常通報装置	非常通報装置	金額	内容		

 $\, m_{3}^{2} \,$ 

(うち補助対象面積

 $\mathbb{H}_2$ 

延べ床面積

建物の面積

₽

(2) 財源内訳

※いずれかを○で囲んでください。

垂≫

建物の所有関係(自己所有

(1) 施設の規模及び構造

1

事業内容

1

敷地の所有関係 ( 自己所有 ・ 借地 )※いずれかを○で囲んでください。

EEEEE

金 金

歪  $\prec$ 

(内訳) 寄 些

補助事業者負担金

金

田

無

K

шшш

用用用

ア 契約予定年月日 着工予定年月日 竣工予定年月日 (4) その他添付書類

(3) 施工期間

⟨□

年年年

イ 配置図、平面図 (部屋等ごとの面積が入ったもので、専有・共有部分を色分け ア 入札結果報告書 (入札の場合)

により明示したもの)、面積按分表(複合施設の場合) 設計図書等 Ð 工事費等内訳書又は見積書 (入札でない場合、原則2社以上)  $H \star R$ 

その他、市長が必要と認める書類 工事工程表 (様式自由)

第2号様式 (第7条関係)

舢

圄

11111111

継

(1) 施設の名称、運営法人、所在地及び定員数

柊…

1 対象施設等の概要

(2) 防犯対策強化事業の目的、内容及び効果

3

Ш  $\mathbb{K}$ 校

1

絘 ₩

| | | | | |

Н

在 地:

占 定

運営法人:

-28-

消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除 Ш 号で補助金の交付の決定を受けた奈良市 既存高齢者施設等の防犯対策強化事業補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入 Щ #年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書  $\mathbb{E}$  $\mathbb{E}$ 3の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等 任 法人名 代表者名 控除税額について、下記のとおり報告します。 밅 事業者 ④ 紙 事業実績報告による精算額 税額 (要補助金返還相当額) 日付 第3号様式 (第8条関係) (宛先) 奈良市長 Щ 施設の名称 ಣ 第4号様式(第9条関係) 精算額算出內訳書 (単位:円) 総事業費 補助対象経費 寄附金その他 差引額 補助金基準額 補助金の額 奈良市補助額 奈良市補助金 差引過不足額 Α の実支出額 の収入額 D = A - CЕ F G = F受入済額 I = G - HВ С Н 1,800,000 F欄には、B欄、D欄及びE欄の額を比較して最も低い額に2分の1を乗じて得た額を記入すること(1,000円未満の端数が生 じた場合は、これを切り捨てるものとする。)。 【対象経費の実支出額(B)の内訳】 (単位:円)

110番直結		人感センサー	その他		小計
非常通報装置	903E70 7 7		金額	内容	71,11
	1 1 0 番直結 非常通報装置			防犯ガメブ   人感センザー	防犯カメラ 人感センサー

※いずわかを○で囲んでください。  $m^2$ 対象事業に要した費用を支払ったことを証する書類の写し(領収書等の写し) ※いずれかを○で囲んでください。 EEEEE (うち補助対象面) #1 шшш 扣 建物内外主要部分写真(工事着工前及び着工後 뫲 借地 所在地及び定員 内容及び効果 續 甲甲甲 自己所有 自己所有 # (原本写) 防犯対策強化事業の目的、 継 施設の名称、運営法人、 補助事業者負担金 施設の規模及び構造 敷地の所有関係 工事請負契約書 建物の所有関係 逶 (第9条関係) 対象施設等の概要 その他添付書類 亭 着工年月日 竣工年月日 4 建物の面積 契約年月日 運営法人: (内訳) # 財源内訳 事業内容 占 4  $\mathbb{K}$ Þ 5号様式 P A Ð  $\equiv$ 62  $^{\circ}$ 

(平成29年2月14日掲示済)

(千成29年2月14日拘小7

### 奈良市告示第93号

紙

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成29年2月15日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 入札に付する事項
  - (1) 工事名 京終駅復元工事(第1期)
  - (2) 工事場所 奈良市南京終町211番地他
  - (3) 工事期間 契約の日から平成29年3月31日まで
  - (4) 工事概要 建築主体工事一式 電気設備工事一式
  - (5) 予定価格 9,030千円

(消費税及び地方消費税を除く。)

(6) 最低制限基準価格 7,903千円

(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

(平成29年2月15日掲示済)

# 奈良市告示第94号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

なお、この入札は、変動型最低制限価格制度を採用します。詳細は、予定価格及び最低制限価格等の設定に関する 事務取扱要領によります。

平成29年2月15日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 入札に付する事項
  - (1) 工事名 頭首工整備工事

(石木町地内・源代井堰)

- (2) 工事場所 奈良市石木町地内
- (3) 工事期間 契約の日から平成30年3月23日まで
- (4) 工事概要 鋼製起伏ゲート L = 29.0m H = 1.5m ゲート改築工一式 土工一式

仮設工一式

(5) 予定価格 84,230千円

(消費税及び地方消費税を除く。)

(6) 最低制限モデル型算出価格 66,724千円

(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

(平成29年2月15日掲示済)

### 奈良市告示第95号

次のとおり電子入札による一般競争入札に付しますので 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第 1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第 2条の規定により公告します。

平成29年2月15日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 入札に付する事項

平城西中学校東校舎外壁塗装改修工事(各工事の工事 件名、工事場所、工期、工事概要、予定価格、最低制限 基準価格及び最低制限モデル型算出価格は別表のとお (h)

以下省略

(平成29年2月15日掲示済)

### 奈良市告示第96号

奈良市住居表示に関する条例(昭和42年奈良市条例第21 号) 第3条第3項第1号の規定により、次のとおり住居番 号を変更したので、同条第4項の規定により告示します。 平成29年2月15日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更する住居番号

	住居表示を変更した建造物の表示
変更前	西大寺宝ヶ丘6番4号
変更後	西大寺宝ヶ丘6番4-1号

(平成29年2月15日掲示済)

### 奈良市告示第97号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良 市条例第23号) 第9条の規定により自転車等放置禁止区域 内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管し たので、同条例第10条第1項の規定により告示します。 平成29年2月16日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日 平成29年2月16日

3 移動対象区域

IR奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁 止区域

以下省略

(平成29年2月16日掲示済)

### 奈良市告示第98号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良 市条例第23号) 第9条の規定により自転車等放置禁止区域 内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管し たので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成29年2月17日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 移動理由
  - 自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日 平成29年2月17日
- 3 移動対象区域

JR奈良駅周辺、近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京 駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等放置禁止区域 以下省略

(平成29年2月17日掲示済)

# 奈良市告示第99号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定によ り医療機関を指定しましたので、同法第55条の3の規定に より告示します。

平成29年2月17日

奈良市長 仲 川 元 庸

医療機関の名称		医療機関の所在地	指定年月日
	なら訪問看護リハビリステーション	奈良県奈良市大安寺二丁目3番13号	平成29年2月1日

(平成29年2月17日掲示済)

| 介護機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたの で、同法第55条の3の規定により告示します。

平成29年2月17日

奈良市長 仲 川 元 庸

### 奈良市告示第100号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項 の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定

	指定介護機関		開設者	変更年月日	
	名称	所在地	用议有	多 史 平 月 日	
旧	株式会社今小路薬局 西大寺店 奈良県奈良市西大寺南町2-28 マンション・オカザワ1-D 株式会社 今小路等		株式会社 今小路薬局	- 平成28年4月1日	
新	今小路薬局 西大寺店	奈良県奈良市西大寺南町 2 - 28 マンション・オカザワ 1 - D	株式会社 今小路薬局	十成28年4月1日	
旧	株式会社今小路薬局	奈良県奈良市川久保町19-5	株式会社 今小路薬局	亚战90年 4 日 1 日	
新	今小路薬局	奈良県奈良市川久保町19-5	株式会社 今小路薬局	- 平成28年4月1日	

IΕ	ふれあいデイサービス	奈良県奈良市西木辻町206 やぎ もとビル1F	株式会社リールステー ジ	· 平成28年9月1日
新	リールデイサービス西木辻	奈良県奈良市西木辻町206 やぎ もとビル1F	株式会社リールステー ジ	十成20年9月1日
IΗ	訪問介護ふれあい	奈良県奈良市都祁白石町1178	株式会社リールステー ジ	・平成28年9月1日
新	リールヘルパーステーション都 祁	奈良県奈良市都祁白石町1178	株式会社リールステー ジ	十成20年9月1日
IΕ	エリシオン看護ステーション	奈良県奈良市石木町800	医療法人仁誠会	· 平成28年9月1日
新	エリシオン巡回型ステーション	奈良県奈良市石木町800	医療法人仁誠会	十級20年 9 月 1 日
IΗ	デイサービスセンター都祁の郷	奈良県奈良市都祁白石町1178	株式会社リールステー ジ	亚战90年0月1日
新	リールデイサービス都祁	奈良県奈良市都祁白石町1178	株式会社リールステー ジ	平成28年9月1日

(平成29年2月17日掲示済)

介護機関から事業を休止した旨の届出がありましたので、 同法第55条の3の規定により告示します。

平成29年2月17日

# 奈良市告示第101号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項 の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定

奈良市長 仲 川 元 庸

指定介護機関			
名称	所在地	   休止した施設又は休止した事業の種類	休止年月日
開設者			<b></b>
名称	主たる事務所の所在地		
アースサポート奈良	奈良県奈良市内侍原町46番地の 1	 	平成28年10月1日
アースサポート株式会社	東京都渋谷区本町1丁目4番14号	店七介護又按事未(介護計画作成) 	十,双20平10月 1 日

(平成29年2月17日掲示済) | を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の 規定により次のとおり告示します。

平成29年2月17日

奈良市長 仲 川 元 庸

# 奈良市告示第102号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第2項にお いて準用する同法第50条の2の規定により施術者から事業

指定施術者の氏名 施術所の名称 施術所の所在地		廃止した施術の種類	廃止年月日
		第正した他例の種類	
伊丹 毅			平成29年1月4日
		柔道整復	
石橋 美智恵  ひまわり整骨院  奈良県奈良市石木町100番地1 イオンタウン富雄南内			
		柔道整復	平成29年1月4日

(平成29年2月17日掲示済)

| 規定により次のとおり告示します。

平成29年2月17日

# 奈良市告示第103号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項の規 定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の3の 奈良市長 仲 川 元 庸

	指定施術者の氏名		施術の種類	<b>化</b> 冶左 日 口
	施術所の名称	施術所の所在地	他例の性類	指定年月日
l	中山 誠			
	ひまわり整骨院	奈良県奈良市石木町100番地 1 イオンタウン富雄南内	柔道整復	平成29年1月4日

(平成29年2月17日掲示済)

### 奈良市告示第104号

国税徴収法(昭和34年法律第147号)第54条の規定に基づく差押調書(謄本)については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部税務室滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成29年2月17日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 送達をすべき文書 差押調書 (謄本)
- 2 送達を受けるべき者 省略

(平成29年2月17日掲示済)

### 奈良市告示第105号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成29年2月20日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 移動理由
  - 自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
  - 平成29年2月20日
- 3 移動対象区域

J R 奈良駅周辺、近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺 及び近鉄菖蒲池駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成29年2月20日掲示済)

### 奈良市告示第106号

平成29年2月28日奈良市議事堂に奈良市議会定例会を招 集します。

平成29年2月21日

奈良市長 仲 川 元 庸 (平成29年2月21日掲示済)

# 奈良市告示第107号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良

市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域 内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管し たので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成29年2月21日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

- 2 移動年月日 平成29年2月21日
- 3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺、近鉄新大宮駅周辺及び近鉄高の原駅 周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成29年2月21日掲示済)

### 奈良市告示第108号

国税徴収法(昭和34年法律第147号)第54条の規定に基づく差押調書(謄本)については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部税務室滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成29年2月21日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 送達をすべき文書 差押調書 (謄本)
- 2 送達を受けるべき者 省略

(平成29年2月21日掲示済)

### 奈良市告示第109号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項 の規定により地縁団体 奈保町自治会から告示した事項の 変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次 のとおり告示します。

平成29年2月22日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変 更 後
代表者の氏名 及 び 住 所	筒井 修 奈良市奈保町 18番24号	小間 則夫 奈良市奈保町 4番13号

2 変更の年月日

平成29年2月11日

(平成29年2月22日掲示済)

### 奈良市告示第110号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により押上町自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成29年2月22日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変 更 後
代表者の氏名 及 び 住 所	富森 幸昭 奈良市押上町 20番地の 2	有山 行基 奈良市押上町 29番地の1

2 変更の年月日

平成29年1月22日

(平成29年2月22日掲示済)

### 奈良市告示第111号

奈良市都祁相河町の一部の土地について、国土調査法(昭和26年法律第180号)による地籍調査を行い、地図及び簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定により公示する。

なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供する。

平成29年2月22日

- 1 公売物件
  - 1号物件

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 地図及び簿冊の名称 地籍図及び地籍簿
- 2 地図は平成28年1月測量、簿冊は平成27年11月9日( 一筆地調査が終了した日)現在の状況により調査し、作成したものである。
- 3 閲覧期間

平成29年2月23日から平成29年3月14日まで 20日間

4 閲覧場所

奈良市都祁行政センター地域振興課

(奈良市都祁白石町1026番地の1)

- 5 閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、上記の閲覧期間内に、当該調査を行った者に対し、訂正の申し出をすることができる。
- 6 誤り等訂正の申し出は、書面によることになっている ので、各自印章を持参すること。
- 7 誤り等訂正申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で 交付する。
- 8 閲覧時間は、期間中毎日午前8時30分から午後5時ま での間とする。

(平成29年2月22日掲示済)

### 奈良市告示第112号

一般競争入札により次のとおり市有財産を公売するので、 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第 1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第 2条の規定により公告します。

平成29年2月22日

奈良市長 仲 川 元 庸

所 在	地 番	地 目	公簿面積	実測面積	最低入札価格
奈良市古市町	1865 – 1 1865 – 2	雑種地 雑種地	921 m² 48 m²	921.99m² 48.22m²	815万円

### 2号物件

所 在	地 番	地 目	公簿面積	実測面積	最低入札価格
奈良市古市町	1864 – 1	雑種地	769 m²	769.68m²	671万円

以下省略

(平成29年2月22日掲示済)

奈良市告示第113号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成29年2月23日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成29年2月23日

3 移動対象区域

J R 奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁 止区域

以下省略

(平成29年2月23日掲示済)

### 奈良市告示第114号

奈良市国民健康保険料督促状を郵送しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので奈良市国民健康保険条例(昭和34年奈良市条例

第13号) 第22条において準用する地方税法(昭和25年法律 第226号) 第20条の2の規定により、次のとおり公示送達 します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、奈良市保健福祉

1 この督促状の調定年度及び期別

調定年度 期別

平成27 (25) 年度国民健康保険料督促状 第8月期 平成27(26)年度国民健康保険料督促状 第8月期

平成27年度国民健康保険料督促状 第8 · 9 · 10 · 11 · 12 · 1 · 2 · 3月期

平成28(27)年度国民健康保険料督促状 第6月期

平成28年度国民健康保険料督促状 第6 · 7 · 8 · 9 · 10 · 11 · 12 · 1 月期

2 送達を受けるべき者

別紙公示送達名簿に記載

別紙省略

(平成29年2月23日掲示済)

### 奈良市告示第115号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項 の規定により西大寺新町一丁目自治会から告示した事項の 変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次 のとおり告示します。

平成29年2月27日

奈良市長 仲 川 元 庸

部国保年金課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申 し出があればいつでも交付します。

平成29年2月23日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及 び 住 所	永嶌 健次郎 奈良市西大寺新町 一丁目7番5号	山下 隆 奈良市西大寺新町 一丁目4番10-1号

2 変更の年月日 平成29年2月19日

(平成29年2月27日掲示済)

# 奈良市告示第116号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定 により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありま したので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示し ます。

平成29年2月27日

奈良市長 仲 川 元 庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
ASKAレディースクリニック	奈良県奈良市北登美ヶ丘三丁目 3 番17号	平成28年11月30日

(平成29年2月27日掲示済) | り医療機関を指定しましたので、同法第55条の3の規定に

より告示します。

平成29年2月27日

奈良市長 仲 川 元 庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
医療法人明日香会 ASKAレディースクリニック	奈良県奈良市北登美ヶ丘三丁目3番17号	平成28年12月1日

(平成29年2月27日掲示済)

|とおり指定しましたので、同法第55条の3の規定により告 示します。

平成29年2月27日

奈良市長 仲 川 元 庸

### 奈良市告示第118号

奈良市告示第117号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項 の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次の

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定によ

指定介護機関			
名称	所在地	施設又は実施する事業の種類	指定年月日
開設者		他成人は美胞りる事業の性類	1日
名称	主たる事務所の所在地		
フレンド倶楽部学園前	奈良県奈良市西登美ヶ丘七丁 目13-31	地域密着型 小規模多機能型居宅介記 地域密着型 介護予防小規模多機能	
ウェルコンサル株式会社	奈良県奈良市三条大路五丁目 2番61号	居宅介護	€   十級20十11月1日

(平成29年2月27日掲示済)

### 奈良市告示第119号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により施術者から事業

を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の 規定により次のとおり告示します。

平成29年2月27日

奈良市長 仲 川 元 庸

指定施術者の氏名			<b>                                      </b>
施術所の名称	施術所の所在地	廃止した施術の種類	廃止年月日
林 典雄			
ファインストレッチ鍼灸 院	奈良県奈良市南京終町三丁目 1531番地	はり・きゅう	平成29年1月31日
播磨 夢			
ファインストレッチ鍼灸 院	奈良県奈良市南京終町三丁目 1531番地	はり・きゅう	平成29年1月31日
垣内 奈津子			
ファインストレッチ鍼灸 院	奈良県奈良市南京終町三丁目 1531番地	はり・きゅう	平成29年1月31日

(平成29年2月27日掲示済) |

### 奈良市告示第120号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規 定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のと おり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備 部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成29年2月27日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 許可の年月日及び番号

平成28年5月23日 奈良市指令整開 第16A-2号 平成29年2月10日 奈良市指令整開

第16A-2-1号

- 2 検査済証の交付年月日及び番号 開発行為 平成29年2月24日 第1561号 公共施設 平成29年2月24日 第749号
- 3 開発区域に含まれる地域 奈良市西大寺竜王町一丁目1630番1の一部、1632番5、 1632番6、1632番7、1632番8、1632番9及び1632番10
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 奈良市平松五丁目30番3-1号 リアルアセット株式会社 代表取締役 久保西 竜成
- 5 公共施設の種類、位置及び区域
- (1) 道 路

(3) 管路敷

奈良市西大寺竜王町一丁目1630番1の一部

- (2) 歩 道 奈良市西大寺竜王町一丁目1630番1の一部
  - 奈良市西大寺竜王町一丁目1632番5、1632番6、 1632番7、1632番8、1632番9及び1632番10

(4) 公園

奈良市西大寺竜王町一丁目1630番1の一部

(5) 調整池 奈良市西大寺竜王町一丁目1630番1の一部

(6) 下水道 奈良市西大寺竜王町一丁目1630番1の一部

(平成29年2月27日掲示済)

奈良市告示第121号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規 定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のと おり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備 部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成29年2月27日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 許可の年月日及び番号平成28年6月15日 奈良市指令整開 第16A-5号平成29年2月3日 奈良市指令整開

第16A-5-1号

- 2 検査済証の交付年月日及び番号 開発行為 平成29年2月27日 第1562号 公共施設 平成29年2月27日 第750号
- 3 開発区域に含まれる地域 奈良市秋篠町666番、667番、668番、669番2、670番 2、671番2、673番2、678番2、679番2、685番2、 687番2
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 奈良市西大寺東町二丁目1番63号 三和住宅株式会社 代表取締役 小林 正樹
- 5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市秋篠町666番の一部、667番の一部、669番2 の一部、670番2の一部、673番2の一部、678番2の 一部、679番2の一部、685番2及び687番2の一部

(2) 公園

奈良市秋篠町666番の一部

(3) 調整池

奈良市秋篠町670番2の一部、671番2の一部及び 673番2の一部

(4) 管路敷地

奈良市秋篠町671番2の一部

(5) 防火水槽

奈良市秋篠町670番2の一部及び671番2の一部

(6) 歩行者道路

奈良市秋篠町666番の一部、679番2の一部及び687番2の一部

(7) 下水道

奈良市秋篠町666番の一部、667番の一部、669番2 の一部、670番2の一部、673番2の一部、678番2の 一部、679番2の一部、685番2及び687番2の一部 (平成29年2月27日掲示済)

奈良市告示第122号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規 定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のと

おり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備 部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成29年2月28日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 許可の年月日及び番号

平成29年1月31日 奈良市指令整開 第16A-43号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成29年2月28日 第1563号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市法蓮町1091番の一部、1092番1の一部及び1092 番2の一部

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都品川区大崎一丁目11番2号

株式会社ローソン

代表取締役 玉塚 元一

(平成29年2月28日掲示済)

#### 奈良市告示123号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成29年2月28日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 入札に付する事項

項目	概    要
業務名	奈良しみんだより及び市ホームページ広告掲載業務
業務内容	毎月発行する市の広報紙「奈良しみんだより」及び、奈良市が運営する市ホームページに掲載する広告主を募集し、広告を掲載する。 <ul><li>広告取扱業者は各月ごとに市へ広告料を納入する。</li><li>広告主は広告取扱業者を通して広告を掲載し、広告主が広告取扱業者に支払う広告掲載料については、広告取扱業者と広告主の間で協議して決定する。</li><li>市は広告の内容を審査し、適当と認めるものについて掲載を許可するものとする。 その他詳細は、奈良しみんだより及び市ホームページ広告掲載業務仕様書による。</li></ul>
契約期間	契約日から平成30年4月30日まで
業者選定方法	一般競争入札

以下省略

(平成29年2月28日掲示済)

監 査

#### 奈良市監査委員告示第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成29年2月10日

 奈良市監査委員
 東
 口
 喜代一

 同
 中
 本
 勝

 同
 柿
 本
 元
 気

同

東久保 耕 也

生活衛生課

監査結果公表日 平成27年6月26日

(平成27年奈良市監査委員告示第10号)

措置結果通知日 平成29年1月17日

【監査の結果】 【措置の内容】 監査の指摘を受けて、平 生活衛生営業等指導用及 び狂犬病予防対策用の領収 成27年度から、生活衛生営 書並びに食品衛生等指導用 業等指導用及び狂犬病予防 の領収書については、領収 対策用の領収書並びに食品 書綴の払出状況を記録した 衛生等指導用の領収書につ 領収書交付簿は作成されて いて、領収書綴の受払状況 いるが、領収書管理台帳は を適正に管理するため、領 作成されていなかった。領 収書管理台帳を作成しまし 収書綴の受払状況を適正に た。 管理するため、領収書管理 台帳を作成されたい。

#### 開発指導課

監査結果公表日 平成27年3月30日

(平成27年奈良市監查委員告示第4号)

措置結果通知日 平成29年2月6日

### 【監査の結果】 開発指導管理システム機 開発指導管理システム機 器保守点検業務委託契約に ついては、予定価格等を公 表する契約に該当せず、予 定価格等を公にしない契約 であるのに、業者に送付し た見積り合わせ通知書に予 定価格と最低制限価格を記 載し、見積り合わせを実施 していた。予定価格等を公 表しない契約の場合には、 ます。 予定価格等について、厳重 に取扱い、適正な契約事務

【措置の内容】

器保守点検業務委託契約に ついては、予定価格を公表 できる契約ではないため、 平成27年度から予定価格を 非公表として見積り合わせ を実施するよう改めました。 今後は、予定価格を非公 表とする重要性を十分認識 し、適正な契約事務を行い

埋蔵文化財調査センター

を行われたい。

監査結果公表日 平成28年12月27日

(平成28年奈良市監査委員告示第21号)

措置結果通知日 平成29年2月7日

#### 【監査の結果】 【措置の内容】 (2) 切手類受払簿と切手等 (2) 監査の指摘を受けて、 を照合したところ、レタ レターパックの在庫数を ーパックを購入している 切手類受払簿に記載し、 金銭等価物として適正に が切手類受払簿にその内 管理するよう改めました。 容を記載していなかった。 レターパックは金銭等価 物であるため、購入の事 実に基づき切手類受払簿 に記載し、適正に管理さ れたい。

#### 教育支援課

監査結果公表日 平成28年12月27日

(平成28年奈良市監査委員告示第21号)

措置結果通知日 平成29年2月9日

#### 【監査の結果】 【措置の内容】

教職員教科等研修経費の 市内旅費において、市内旅 行命令に基づき旅行した市 立中学校教諭の旅費支給時 に、所得税を源泉徴収して いる事例があった。当該旅 費は源泉徴収の対象となる 所得ではないため、適正に 支給されたい。

当該旅費について、誤っ て源泉徴収した所得税及び 教諭に差引支給した額双方 の戻入処理を行うとともに、 正しい旅費を支給しました。 今後は、源泉徴収が必要 な旅費であるか確認した上 で、適正な事務処理を行い

(平成29年2月10日掲示済)

#### 奈良市監查委員告示第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規 定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知が あったので、次のとおり公表します。

ます。

平成29年2月28日

奈良市監査委員 東 口 喜代一 百 中 本 勝 柿 本 元 気 百 東久保 耕 也 同

消防課

監査結果公表日 平成28年12月27日

(平成28年奈良市監査委員告示第21号)

措置結果通知日 平成29年2月14日

#### 【監査の結果】 【措置の内容】

資機材等補給、夜間等緊 急補給及び消防団活動用と して配備している備蓄ガソ リン等の管理状況について、 消防課はガソリンスタンド からの購入及び各消防署へ の支給等の状況を記載した 管理台帳を作成していなか った。備蓄ガソリン等は、 内部統制上のリスクがある ため管理台帳を作成し、適 正に管理されたい。

平成28年12月から資機材 等補給、夜間等緊急補給及 び消防団活動用として配備 している備蓄ガソリン等に ついて、ガソリンスタンド からの購入及び各消防署へ の支給等の状況を記載した 管理台帳を作成し、購入及 び支給等の都度、管理職の 確認を受けた上で、月に1 回所属長の決裁を受けるよ うにし、適正に管理するよ う改めました。

#### 公 営 企 業

#### 奈良市企業局告示第3号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施 行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良 市企業局契約に関する規程(平成9年奈良市水道局管理規 程第4号)において準用する奈良市契約規則(昭和40年奈

(平成29年2月1日掲示済)

良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

なお、この入札は、変動型最低制限価格制度を採用します。詳細は、予定価格及び最低制限価格等の設定に関する 事務取扱要領によります。

平成29年2月1日

奈良市公営企業管理者

池 田 修

第1 入札に付する事項

1 工事名 大安寺第1処理分区管渠改築工事

2 工事場所 奈良市北京終町地内 他

3 工事期間 契約日から平成29年7月31日まで (ただし、当初契約工期は契約日から平成 29年3月31日までとし、繰り越し手続き後 工期延期を行う予定。)

4 工事概要 自立管の反転・形成工法による合流式下水 道管渠更生工

> 既設管径500mm L = 195.7m 既設管径450mm L = 61.3m 陶管改良工 1箇所 管きょ前処理工 一式

5 予定価格 59,400千円

(消費税及び地方消費税を除く。)

6 最低制限モデル型算出価格 47.073千円

(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

3 供用を開始する排水施設の位置

#### 奈良市企業局告示第4号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水 道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定に基づき次のと おり公示します。

その関係図書は、平成29年2月1日から2週間、奈良市 企業局管理部下水道計画管理課に備え置いて縦覧に供しま す。

平成29年2月1日

奈良市公営企業管理者

池 田 修

- 29年3月31日までとし、繰り越し手続き後、 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日 工期延期を行う予定。) 平成29年2月15日
  - 2-1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域 奈良市学園大和町一丁目、五条二丁目、法華寺町、南 京終町四丁目及び南京終町三丁目の各一部
  - 2-2 公共汚水桝設置のうち、供用を開始する箇所 奈良市西大寺赤田町一丁目665番1、法蓮佐保山三丁 目1596番1、柳町10番1、11番1、12番1、南魚屋町1 番3、東向北町15番、古市町1313番4、1319番、1320番 1321番1、1321番2、1323番1、1326番1、西大寺新町 一丁目168番2、疋田町一丁目41番1、41番3、若葉台 一丁目38番10、宝来四丁目211番7、211番8、古市町 1846番39、南紀寺町四丁目114番9、田中町547番1

管 渠 番 号	起点	終点	備考
杣川幹線−52	奈良市学園大和町一丁目1444番2	奈良市学園大和町一丁目1444番2	1
杣川幹線-53	奈良市学園大和町一丁目1444番2	奈良市学園大和町一丁目1376番1	1
西ノ京幹線-32	奈良市五条二丁目564番 2	奈良市五条二丁目566番	2
西ノ京幹線-33	奈良市五条二丁目566番	奈良市五条二丁目561番	3
都跡幹線-348	奈良市法華寺町349番	奈良市法華寺町350番	4
都跡幹線-349	奈良市法華寺町1273番 1	奈良市法華寺町1270番	(5)
大安寺第1幹線-245	奈良市南京終町四丁目341番1	奈良市南京終町四丁目341番3	6
大安寺第1幹線-246	奈良市南京終町三丁目402番3	奈良市南京終町三丁目402番1	7

4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別 分流式

奈良市企業局告示第5号

5 終末処理場の位置及び名称 大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター (平成29年2月1日掲示済) 奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程(平成10年奈良市水道局管理規程第7号)第4条第1項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成29年2月13日

奈良市公営企業管理者

池 田 修

名	称	代表者氏名	所	在	地	指 定 日
山口住設		山口 益弘	奈良県天理市中之庄岡	J71		平成29年2月10日

(平成29年2月13日掲示済)

奈良市企業局告示第6号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程(平成10年奈 良市水道局管理規程第7号)第4条第1項の規定により奈

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程(平成10年奈

良市水道局管理規程第7号)第4条第1項の規定により奈

良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規 程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成29年2月13日

奈良市公営企業管理者

池田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
森信設備工業	代表 森下 信哉	奈良県大和郡山市藤原町2-12	平成29年2月10日

(平成29年2月13日掲示済)

良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規 程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成29年2月13日

奈良市公営企業管理者

池田

名 称	;	代表者氏名	所	在	地	指 定 日
カガワ住設		代表 香川 道雄	奈良市疋田町二丁日	∄ 4 −17		平成29年2月10日

(平成29年2月13日掲示済) | 良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規 程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成29年2月13日

奈良市公営企業管理者 池田

#### 奈良市企業局告示第8号

奈良市企業局告示第7号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程(平成10年奈 良市水道局管理規程第7号)第4条第1項の規定により奈

l	名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
	タイシ住設	森口 栄司	大阪府八尾市東太子二丁目9-20-301	平成29年2月10日

(平成29年2月13日掲示済)

#### 奈良市企業局告示第9号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施 行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良 市企業局契約に関する規程(平成9年奈良市水道局管理規 程第4号)において準用する奈良市契約規則(昭和40年奈 良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成29年2月15日

奈良市公営企業管理者

池田 修

#### 第1 入札に付する事項

庁舎増築工事に伴う局敷地内舗装復旧工事、奈良市法 華寺町地内(発注番号、工事名称、工事場所、工期、予 定価格及び最低制限基準価格、参加資格等は別表のとお (h)

以下省略

(平成29年2月15日掲示済)

#### 奈良市企業局管理規程第11号

奈良市上下水道事業運営審議会規程を次のように定める。 平成29年2月23日

奈良市公営企業管理者

池田 修

奈良市上下水道事業運営審議会規程

(目的)

第1条 この規程は、奈良市附属機関設置条例(平成27年 奈良市条例第1号) 第3条及び奈良市報酬及び費用弁償 に関する条例(昭和27年奈良市条例第30号)第5条の規 定により、奈良市上下水道事業運営審議会(以下「審議 会」という。)の組織及び運営、委員の報酬及び費用弁 償の額その他審議会について必要な事項を定めることを 目的とする。

(組織)

(任期)

第2条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから奈良市公営企業管理 者(以下「管理者」という。)が委嘱する。
- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体を代表する者
- (3) その他管理者が適当と認める者

第3条 委員の任期は、委嘱の日から当該諮問に係る審議 が終了したときまでとする。

(会長及び副会長)

- 第4条 審議会に会長及び副会長を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又 は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長 が招集する。ただし、会長が互選される前に招集する会 議は、管理者が招集する。
- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開 くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否 同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者 に対し、会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、 又は必要な資料の提出を求めることができる。

(報酬)

第6条 委員の報酬の額は、日額10,000円とする。 (費用弁償)

第7条 委員の費用弁償の額は、職員等の旅費に関する条 例(昭和27年奈良市条例第3号)別表第3項に掲げる職 員の旅費相当額とする。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、経営管理課において行う。 (委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、審議会に関し必要 な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(平成29年2月23日掲示済)

#### 奈良市企業局告示第10号

配水管等の破損事故に係る工事負担金請求事務等取扱要 綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成29年2月23日

奈良市公営企業管理者

修 池田

配水管等の破損事故に係る工事負担金請求事務等取 扱要綱の一部を改正する告示

配水管等の破損事故に係る工事負担金請求事務等取扱要 綱(平成27年奈良市企業局告示第82号)の一部を次のよう に改正する。

別記様式を次のように改める。

ш 믒

Щ

#

配水管等破損事故届出書

**奈良市公営企業管理者** 

別記様式 (第3条関係)

届出者 (原因者)

占 4

 $\oplus$ 

柊  $\boxplus$ 农

電話番号

出

所属会社

電話番号 币

。なお、復旧に係る費用については当方にて負担します。 また、納入期限を過ぎても費用を支払わない場合は、関係会社等に問い合わせされても異 このたび、奈良市企業局が管理する配水管等を破損しましたので、原形復旧をお願いしま 議ありません。

	年 月 日 時 分	奈良市			(名称)	(住所)	(電話番号)	名前、住所が確認できる証明書等の提示又は名刺等の提出 請求送付先は、 ( 届出者 ・ 所属会社 ) にお願いします。 ( ) ヤoで継収
(届出者記入)	事故発生年月日	事故発生場所	損害配水管等	原因因		会社名等	(元請け会社等)	垂が

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(平成29年2月23日掲示済)

## 教育委員会

#### 奈良市教育委員会告示第2号

平成29年2月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則(昭和57年奈良市教育委員会規則第12号)第3条第2項の規定により告示します。

平成29年2月16日

奈良市教育委員会

委員長 杉 江 雅 彦

1 日 時 平成29年2月21日 (火) 午前9時30分から

2 場 所 六条小学校 1 階 図書室

3 会議に付すべき事件

教育長報告

- (1) 平成28年度3月補正予算要求及び内示額について
- (2) 平成29年度予算要求内示額について

議事

議案第61号 奈良市児童生徒等就学援助費支給規則の一 部改正について

議案第62号 奈良市社会教育委員の委嘱について

議案第63号 平成29年度奈良市立学校の教材使用の承認

について

議案第64号 平成28年度奈良市立幼稚園修了証書授与式

並びに奈良市立小・中・高等学校、春日中 学校夜間学級卒業証書授与式における奈良

市教育委員会祝辞等について

議案第65号 奈良県立精華学院における学校教育運営に

関する基本方針について

議案第66号 奈良市いじめ防止基本方針策定委員会規則

の制定について

議案第67号 神功幼稚園及び鶴舞幼稚園の用途廃止につ

いて

その他

(1) 奈良市教育委員会の後援・共催にかかる事業について 1月~2月

傍聴受付は、開催日の午前8時30分から午前9時20分までです。定員は15名で、定員になり次第締切させていただきます。

(平成29年2月16日掲示済)

#### 奈良市教育委員会告示第3号

奈良市立小学校通学区域について(平成8年奈良市教育 委員会告示第4号)の一部を次のように改正する。

平成29年2月17日

奈良市教育委員会

委員長 杉 江 雅 彦

並松小学校通学区域の部分を削り、都祁小学校通学区域の部分中「都祁白石町」を「都祁南之庄町、都祁甲岡町、来迎寺町、都祁友田町、藺生町、都祁小山戸町、都祁相河町、都祁白石町」に改め、「針町」の次に「、都祁吐山町、都祁こぶしが丘、針ヶ別所町、小倉町、上深川町、下深川町、荻町、都祁馬場町」を加え、吐山小学校通学区域及び六郷小学校通学区域の部分を削る。

附則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(平成29年2月17日掲示済)

#### 奈良市教育委員会告示第4号

奈良市立中学校通学区域について(平成8年奈良市教育 委員会告示第5号)の一部を次のように改正する。

平成29年2月17日

奈良市教育委員会

委員長 杉 江 雅 彦

都南中学校通学区域の部分中「、精華小学校通学区域」を削る。

都祁中学校通学区域の部分中「並松小学校通学区域、」 及び「、吐山小学校通学区域、六郷小学校通学区域」を削る。

附則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(平成29年2月17日掲示済)

奈良市児童生徒等就学援助費支給規則の一部を改正する 規則をここに公布する。

平成29年2月28日

奈良市教育委員会

委員長 杉 江 雅 彦

#### 奈良市教育委員会規則第1号

奈良市児童生徒等就学援助費支給規則の一部を改正 する規則

奈良市児童生徒等就学援助費支給規則(平成27年奈良市 教育委員会規則第21号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「学齢生徒」の次に「並びに入学予定者 (翌年度に小学校又は中学校に入学することを予定してい る者をいう。)」を加える。

附則

この規則は、平成29年3月1日から施行する。

(平成29年2月28日掲示済)

## 選挙管理委員会

#### 奈良市選挙管理委員会告示第2号

平成29年3月2日に本市の選挙人名簿に登録する者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、平成29年3月3日から平成29年3月7日までの間、毎日午前8時30分から午後5時まで、次の場所で縦覧に供します。

平成29年2月1日

奈良市選挙管理委員会 委員長 西久保 武 志

#### 縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 北棟4階 選挙管理委員会事務局内

(平成29年2月1日掲示済)

#### 奈良市選挙管理委員会告示第3号

本市の在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官 の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面を、平成29 年3月3日から平成29年3月7日までの間、毎日午前8時 30分から午後5時まで、次の場所で縦覧に供します。

平成29年2月1日

奈良市選挙管理委員会 委員長 西久保 武 志

#### 縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 北棟4階 選挙管理委員会事務局内

(平成29年2月1日掲示済)

## 農業委員会

#### 奈良市農業委員会告示第3号

平成29年2月1日

奈良市農業委員会長 大 西 崇 夫 奈良市農業委員の選任に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、奈良市農業委員(以下「農業委員」 という。)の推薦、募集その他の選任に係る手続等につ いて、法令に規定するもののほか、必要な事項を定める ことを目的とする。

(農業委員の資格)

- 第2条 奈良市農業委員会(以下「委員会」という。)の 委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適 化の推進に関する事項、その他の委員会の所掌に属する 事項に関しその職務を適切に行うことができる者で、次 の各号のいずれにも該当する者とする。
  - (1) 原則として本市に住所を有する者
  - (2) 農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号。 以下「法」という。)第8条第4項各号に該当する者 でない者

(推薦の手続等)

第3条 農業委員を推薦する者は、奈良市農業委員会委員 推薦申込書(個人用)(別記第1号様式)又は奈良市農 業委員会委員推薦申込書(団体用)(別記第2号様式) に次の事項を記載し、奈良市農業委員会事務局へ提出す るものとする。

- (1) 推薦をする者が個人である場合は、代表者の氏名、 住所、職業、年齢及び性別
- (2) 推薦をする者が法人又は団体である場合は、その名 称、代表者若しくは管理人の氏名、構成員の人数又は 法人若しくは団体の活動の状況
- (3) 推薦を受ける者の氏名、住所、職業、年齢、性別、 経歴及び農業経営の状況
- (4) 推薦を受ける者が認定農業者等であるか否かの別
- (5) 推薦の理由
- (6) 推薦をする者が当該推薦を受ける者について法第19 条第1項の規定による推薦をしているか否かの別
- 2 推薦を受ける者は次の各号のいずれかによる推薦を受 けなければならない。
  - (1) 農業者からの推薦
  - (2) 農業者が組織する団体等からの推薦
  - (3) 自治会や団体等からの推薦 (応募の手続等)
- 第4条 農業委員の募集に応募する者は、奈良市農業委員 会委員応募申込書 (別記第3号様式) に次の事項を記載 し、奈良市農業委員会事務局へ提出するものとする。
  - (1) 応募する者の氏名、住所、職業、年齢、性別、経歴 及び農業経営の状況
  - (2) 応募の理由及び抱負
  - (3) 応募する者が法第19条第1項の規定による募集に応 募しているか否かの別

(推薦を受けた者及び募集に応募した者の公表)

- 奈良市農業委員の選任に関する規程を次のように定める。 第5条 委員会は、推薦を受けた者又は募集に応募した者 の情報を本市のホームページ等に期間中及び終了後、次 の各号に掲げる事項を遅滞なく公表するものとする。
  - (1) 第3条第1項及び前条に掲げる事項(第3条第1項 第1号及び同項第3号並びに前条に規定する住所を除 ( ۵ )
  - (2) 推薦を受けた者の数
  - (3) 募集に応募した者の数

(推薦及び募集の期間)

- 第6条 推薦の求め及び募集の期間は、28日間とする。 (推薦及び募集の周知)
- 第7条 農業委員の推薦及び募集に当たっては、本市のホ ームページへの掲載等その他適切な方法により周知する ものとする。

(推薦を受けた者及び募集に応募した者の評価)

第8条 市長は農業委員を決定するに当たっては、第3条 の規定による推薦を受けた者及び第4条の規定による応 募した者について、奈良市農業委員会の委員及び農地利 用最適化推進委員候補者評価委員会(以下「評価委員 会」という。) に意見を求めるものとする。

(農業委員の選任)

第9条 市長は、地域間の人数に著しい偏りが生じないよ う配慮すると共に、評価委員会の意見を尊重して農業委 員の候補者を決定し、議会の同意を得て、任命するもの とする。

(農業委員の補充)

第10条 農業委員会は、法第11条に規定する農業委員の罷免及び法第12条に規定する農業委員の失職並びに法第13条に規定する農業委員の辞任により、農業委員の欠員の数が奈良市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例(平成28年奈良市条例第45号)第2条に規定する定数の6分の1を超えたときは、この規程に定める手続に基づき、速やかに農業委員を補充するものとする。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に 定める。

附則

推薦申込書(個人用)

**奈良市農業委員会委員** 

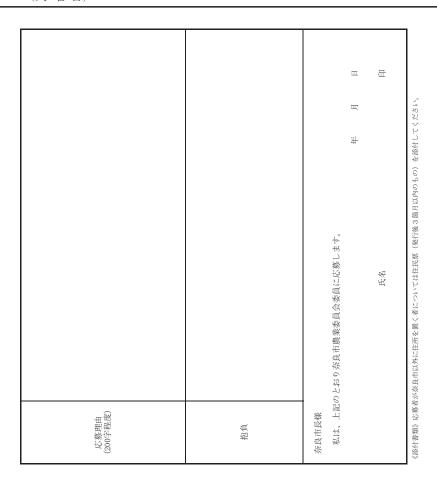
この規程は、公布の日から施行する。

認定を受けていない 枯み 役職名等 認定申請中\*\* 施設野菜 職名、 露地野菜 認定を受けている 搬 営農類型 ጷ当するものに○をし、( )内に 具体的な作目を記入してくださ ※農業経営改善計画認定申請書提出済みの者 認定農業者の認定を受けているか否かの別 (どちらかに○をしてください) K (推薦を受ける者) # 眠 II 農業経営の 状況 被推薦者 ふりがな 電話番号 氏名 孫別 住所 経歴 抱負

第1号様式 (第3条関係)

					第2号様式	第2号様式 (第3条関係)				
2 推薦者					Γ	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	奈良市農業委員会委員		推薦申込書 (団体用)	
ふりがな						(推薦な受ける者)				
氏名										
性別	男 ・ 女 年齢	糙	職業		氏名					
住所	-	-	-		性別	<ul><li>無</li><li>・</li><li>女</li></ul>	年齢	辍	日本	
電話番号					住所					
					電話番号	Ü		I		
						年 月	В		職名、彳	役職名等
推薦する理由(200字程度)					到稅					
計計1の地について		#								
委員に推薦している (どちらかに○をし	参属に推薦しているか呑かの別 (どちらかに○をしてください)		推薦している ・ 推薦し	推薦していない		は無難がある。		水稲 露地野菜	野菜 施設野菜	茶 果樹 花き その色
奈良市長様	良市長様 40-4 売四1の少さな白土典光系日の米目1.7ヶ米曜1+ナ	ナキー郷光イーニ			農業経営の 状況	はは、1000円では、1	ストープロの大	主要な作目(		
Ables, Bunc 1 C.	7日 とが 尽中 成米女 見巧女庁	こって 田間 つみょう	サ	Я В		耕作面積	柳瓜			アール
		氏名		毌	認定農業者の語 (どちらかに○	記定農業者の認定を受けているか否かの別 (どちらかに○をしてください)	個ので	認定を受けている	、る・認定申請中**	請中*・認定を受けていない
3 被推薦者(推薦	(推薦を受ける者) の同意									
奈良市長様										
私は、奈良市農	私は、奈良市農業委員会委員の推薦を受けることに同意します。	1ることに同意します。	#	ш	一					
		氏名	-		華紀宮猕業緇※	※農業経営改善計画認定申請書提出済みの者	各みの者			
《添付書類》被推薦者 添付して、	《孫付書類》被推鵬者(推薦を受ける者)が奈良市以外に住所を置く者については住民票 (発行後3箇月以内のもの) 添付してください。	に住所を置く者については住	t民票 (発行後3箇月以内	1のもの) を	7					

and Autority —	ン大学のの大	(先4米)		
ふりがな		-		
組織の名称		奈良市農業	奈良市農業委員会委員 応募申込書	
3.9 放在	ふりがな			
代表者又は 管理人の氏名	田 安			
= 注たる事務所の	性別	用 ・ 女 年齢 =	歳業	
- ( ) 各舉理論	住所	F		
活動の主たる 目的	電話番号		1	
人数構成員の資格、要件等		年 月 日	職名、役職名等	
構成員				
推薦する理由 (200字程度)	避礙			
前記1の者について、奈良市農地利用最適化推進 秦員に推薦しているか否かの別 (どちらかに〇をしてください)	農業経営の状況	演奏類型	水稲 露地野菜 施設野菜 果樹 花き十字形を作目 (	その色(
<b>奔良市長</b> 機		(该效益)(4)	N-Y	
私は、前記1の者を奈良市農業委員会委員として推薦します。 年 月 日 組織名	認定農業者の器 (どわらかに○	器定農業者の認定を受けているか否かの別 (どちらかに○をしてください)	認定を受けている ・ 認定申請中*・ 認定を受けていない	いないひょ
代表者氏名	奈良市農地利用	奈良市農地利用最適化推進委員の募集に応募して いるよみかの。	、14、17、14、14、14、14、14、14、14、14、14、14、14、14、14、	
被推薦者(推薦を受ける者)の同意	(どちらが出がらか) (どちらかに〇	  をしてください		
奈良市長篠 私は、奈良市農業委員会委員の推薦を受けることに同省します。	※農業経営改善	※農業経営改善計画認定申請書提出済みの者		
日 月 年				
氏名 印				



(平成29年2月1日掲示済)

#### (1)24=01=)41=14/4/1/

#### 奈良市農業委員会告示第4号

奈良市農地利用最適化推進委員の選任に関する規程を次のように定める。

平成29年2月1日

奈良市農業委員会長 大 西 崇 夫 奈良市農地利用最適化推進委員の選任に関する規程 (目的)

第1条 この規程は、奈良市農地利用最適化推進委員(以下「推進委員」という。)の推薦、募集その他の選任に係る手続等について、法令に規定するもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(担当区域及び募集人数)

第2条 推進委員が担当する地区及び地区ごとの推進委員 の定数は、別表のとおりとする。

(農地利用最適化推進委員の資格)

- 第3条 推進委員として、推薦を受ける者及び募集に応募 する者は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を 有する者で、次の各号のいずれにも該当する者とする。
  - (1) 原則として本市に住所を有する者
  - (2) 農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号。 以下「法」という。)第8条第4項各号に該当する者 でない者

(推薦の手続等)

第4条 推進委員を推薦する者は、奈良市農地利用最適化

推進委員推薦申込書(個人用)(別記第1号様式)又は 奈良市農地利用最適化推進委員推薦申込書(団体用)( 別記第2号様式)に次の事項を記載し、奈良市農業委員 会事務局へ提出するものとする。

- (1) 推薦する区域
- (2) 推薦をする者が個人である場合は、代表者の氏名、住所、職業、年齢及び性別
- (3) 推薦をする者が法人又は団体である場合は、その名 称、代表者若しくは管理人の氏名、構成員の人数又は 法人若しくは団体の活動の状況
- (4) 推薦を受ける者の氏名、住所、職業、年齢、性別、 経歴及び農業経営の状況
- (5) 推薦の理由
- (6) 推薦をする者が、同一の者について、奈良市農業委員会委員に推薦しているか否かの別
- 2 推薦を受ける者は次の各号のいずれかによる推薦を受けなければならない。
- (1) 農業者からの推薦
- (2) 農業者が組織する団体等からの推薦
- (3) 自治会や団体等からの推薦
- 3 1の区域について前項の規定による推薦を受けた者は、 同時に他の区域についても推薦を受けることができる。 (応募の手続等)
- 第5条 推進委員の募集に応募する者は、奈良市農地利用 最適化推進委員応募申込書(別記第3号様式)に次の事 項を記載し、奈良市農業委員会事務局へ提出するものと

する。

- (1) 応募する区域
- (2) 応募する者の氏名、住所、職業、年齢、性別、経歴 及び農業経営の状況
- (3) 応募の理由
- (4) 応募する者が、奈良市農業委員会委員の募集に応募しているか否かの別
- 2 1の区域について前項の規定による募集に応募した者 は、同時に他の区域についても応募することができる。 (推薦を受けた者及び募集に応募した者の公表)
- 第6条 奈良市農業委員会は、推薦を受けた者又は募集に 応募した者の情報を本市のホームページ等に期間中及び 終了後、次の各号に掲げる事項を遅滞なく公表するもの とする。
  - (1) 第4条第1項及び前条第1項に掲げる事項(第4条 第1項第2号及び同項第4号並びに前条第1項第2号 に規定する住所を除く。)
  - (2) 推薦を受けた者の数
  - (3) 募集に応募した者の数 (推薦及び募集の期間)
- 第7条 推薦の求め及び募集の期間は、28日間とする。 (推薦及び募集の周知)
- 第8条 推進委員の推薦及び募集に当たっては、本市のホームページへの掲載等その他適切な方法により周知するものとする。

(推薦を受けた者及び募集に応募した者の評価)

第9条 奈良市農業委員会は、推進委員の候補者を決定するに当たっては、第4条の規定により推薦を受けた者及び第5条の規定により応募した者について、奈良市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員候補者評価委員会(以下「評価委員会」という。)に意見を求めるものとする。

(推進委員の選任)

第10条 奈良市農業委員会は、評価委員会の意見を尊重して、推進委員を奈良市農業委員会総会で決定し、推薦及び応募した者に選任結果を通知するものとする。

(推進委員の補充)

第11条 農業委員会は、法第21条に規定する推進委員の解嘱及び法第22条に規定する推進委員の失職並びに法第23条に規定する推進委員の辞任その他の事由により、推進委員の欠員の数が奈良市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例(平成28年奈良市条例第45号)第3条に規定する定数の6分の1を超えたときは、この規程に定める手続に基づき、速やかに推進委員を補充するものとする。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に 定める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

別表 (第2条関係)

地	区 名	その地区の区域	定 数
1区	(中部地区)	鼓阪地区、飛鳥地区、済美地区、椿井地区、佐保地区、大宮地区、 大安寺地区、都跡地区	2人
2区	(西部地区)	平城地区、右京地区、左京地区、朱雀地区、神功地区、伏見地区、 あやめ池地区、学園地区、登美ヶ丘地区、富雄地区	2人
3区	(南部地区)	辰市地区、明治地区、東市地区、帯解地区、精華地区	3人
4区	(東部地区)	田原地区、柳生地区、大柳生地区、東里地区、狭川地区	6人
5区	(月ヶ瀬・ 都祁地区)	月ヶ瀬地区、都祁地区	5人

		職業	_						推薦している ・ 推薦していない		化推進委員として推薦します。	年 月 目	田			推薦を受けることに同意します。 年 月 日	用
2 推薦者 ふりがな	<b>五名</b>	性別 男・女 年齢	-	住所	)			推薦する理由 (200字程度)	推薦者が、前記1の者について、奈良市農業委員に推薦しているか否かの別 (どちらかに〇をしてください)	奈良市農業委員会会長様	私は、前記1の者を奈良市農地利用最適化推進委員として推薦します。		<b>万名</b>	3 被推薦者(推薦を受けるもの)の同意		私は、奈艮市農地利用最適化推進委員の推薦を受ける  	氏名
	進委員 推薦申込書(個人用)				歳職業			職名、役職名等					水稲 露地野菜 施設野菜 果樹 花き その他	主要な作目(	ルーン	飛鳥、済美、椿井、佐保、大宮、大安寺、都跡 右京、左京、朱雀、神功、伏見、あやめ池、学園、 - **#	・ の の の の の の の の の の の の の
(第4条関係)	奈良市農地利用最適化推進委員	(推薦を受ける者)	_ :		男 · 女 年齢	⊩	Ú	年 月 日					営農瀬型	該当するものに○をし、( )内に具体的な作目を記入してください。(複数選択可)	耕作面積	□ 1区(中部地区)鼓版、□ 2区(西部地区) 平城、	<ul><li>○ 3区 (南部地区) 反市、明治、東市、特</li><li>○ 4区 (東部地区) 田原、御生、大御生</li><li>○ 5区 (日ヶ瀬・栃木橋林区) 日本</li></ul>
7. 第1号様式(第4 <sub>9</sub>		被推薦者 (推)	ふりがな	氏名	性別	住所	電話番号		経歴					農業経営の 状況		高する区域 一	*※翌当~の区域 にチェックを 入ざたくだか い。

			人数 構成員の資格、要件等	<b>→</b>		員に推薦しているか否かの別 推薦している ・ 推薦していない ちらかに○をしてください) 良市農業委員会会長様 私は、前記1の者を奈良市農地利用最適化推進委員として推薦します。	年 月 日	<sup>熱</sup> 概名 代表者氏名	(者(推薦を受けるもの)の同意 業委員会会長様 奈良市農地利用最適化推進委員の推薦を受けることに同意します。	年 月 日       氏名
2 推薦者 ふりがな 組織の名称	ふりがな 代表者又は 管理人の氏名	主たる事務所の 所在地 電話番号 活動の主たる	自的目	構改員	推薦する理由 (200字程度) (2mm (2mm (2mm) (2mm) (2mm)	業委員に推薦しているか否かの別 (どちらかに○をしてください) 奈良市農業委員会会長様 私は、前記1の者を奈良市農地利用最			3 被推薦者(推薦を受け 奈良市農業委員会会長様 私は、奈良市農地利用	
進委員 推薦申込書(団体用)		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		職名、役職名等		水稲 露地野菜 施設野菜 果樹 花き その他主要な作目()	アール	(中部地区) 鼓阪、飛鳥、済美、椿井、佐保、大宮、大安寺、都跡 (西部地区) 平城、右京、左京、朱雀、神功、伏見、あやめ池、学園、 登美ヶ丘、富雄	明治、東市、帯解、精華柳生、大柳生、東里、後川(1)月ヶ瀬、都都	
(寿 4 条 ) (今 4 条 ) (今 4 条 ) (今 4 条 ) (今 6 年 ) (		男 ・ 女 年齢 〒	)	年 月 日			耕作面積	□ 1区(中部地区)鼓阪、〕 □ 2区(西部地区)平城、7 登美ヶ」	<ul><li>□ 3区 (南部地区) 辰市、明治、東市、帯</li><li>□ 4区 (東部地区) 田原、柳生、大柳生</li><li>□ 5区 (月ヶ瀬・都将地区) 月ヶ瀬、都将</li></ul>	
<ul><li>7万体式、(界4.4)</li><li>7万体式、(条4.4)</li><li>1 後推薦者(推薦</li></ul>	ふりがな氏名	性別住所	電話番号	1	級	農業経営のソサ	•		にチェックを 入れてくださ い。 (複数選択可)	

S 9 73.75									
氏名	1	! ! ! ! !	: : : : : : : : :	1 1 1 1 1 1 1 1 1	: : : : : : : : :		: : : : : : :		! ! ! ! ! !
性別	. 第	女	年齢		辨	職業			
住所	⊩								
電話番号		$\overline{}$				1			
経歴	サ	田	ш			(次) (次)	役職名等		
農業経営の 状況	営農類型 該当するものに○をし、( )内に具体的な作目を記入し てください。(複数選択可)	営農類型 5のに○を 的な作目: い。(複数)	型 をし、( aを記入し ý選択可)	水稲 露生 主要な作目	露地野菜作目(	萊 施設野菜	茶 果 樹	岩	か 多 (
	**	耕作面積	華				アール	7	
応募する区域 ※該当する区域 にチェックを 入れてくださ い。 (複数選択可)		(中部地区) (西部地区) (南部地区) (東部地区) (東部地区)	(中部地区)鼓阪、牙城、人国部地区) 平城、人登美ヶ上 登美ヶ上 (南部地区) 辰市、明(東部地区) 田原、穆(唐部地区) 田原、穆(月ヶ瀬・都将地区)	鼓阪、飛鳥、済美、椿平塚、右京、左京、朱洋安城、右京、左京、朱洋登美ヶ丘、富雄辰市、明治、東市、帯日田原、柳生、大柳生、 別称地区)月ヶ瀬、都将	海 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 一 二 一 一 大 一 一 一 一	椿井、佐保、 朱雀、神功、	大大。 一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、	大安寺、都別あやめ海、、	神 禄 瀬 園
奈良市農業委員の募集に応募しているか否 かの別(どちらかに○をしてください)	募集に応募 に〇をして	第していて、たださ	、るか否 :い)		応募しる	. 5117	応募し	ていない	
応募理由 (200字程度)									
<b>奈良市農業委員会会長様</b>	会 会 長 様								
私は、上記の	上記のとおり奈良市農地利用最適化推進委員に応募します	9 市農地	約用最適	化推進委	5員に応募	まします。	争	Щ	ш
			Ħ	日本					<u>_</u>

(平成29年2月1日掲示済)

#### ( | ///

#### 奈良市農業委員会告示第5号

奈良市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員候 補者評価委員会設置規程を次のように定める。

平成29年2月1日

奈良市農業委員会長 大 西 崇 夫 奈良市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委 員候補者評価委員会設置規程

(目的及び設置)

第1条 この規程は、奈良市農業委員会の委員(以下「農業委員」という。)を任命し、又は奈良市農業委員会の農地利用最適化推進委員(以下「推進委員」という。)を委嘱する場合において、公正性及び透明性を確保するため、奈良市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員候補者評価委員会(以下「評価委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 評価委員会は、農業委員及び推進委員の候補者の 評価を行い、農業委員の候補者の評価にあっては市長に、 推進委員の候補者の評価にあっては奈良市農業委員会に その結果を報告する。この場合において、評価委員会は、 農業委員及び推進委員の候補者の活動歴等の審査を行う とともに、必要に応じて、面接その他適当と認める方法 による審査等を行うことができる。

(組織)

- | 第3条 評価委員会は、委員長及び委員をもって組織する。
  - 2 委員長は、奈良市農業委員会担当副市長をもって充てる。
  - 3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
    - (1) 奈良市総務部長
    - (2) 奈良市観光経済部長
    - (3) 奈良市農林課長
    - (4) 奈良市農業委員会事務局長

(委員長)

第4条 委員長は、評価委員会を代表し、会務を総理する。 2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名 する委員がその職務を代理する。

(会議)

- 第5条 評価委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が 議長となる。
- 2 評価委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 評価委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否 同数のときは、委員長の決するところによる。

(秘密の保持)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第7条 評価委員会の庶務は、農業委員会事務局において 処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、評価委員会の運営 等について必要な事項は、委員長が定める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

(平成29年2月1日掲示済)

#### 奈良市農業委員会告示第6号

奈良市農業委員会規程の一部を改正する規程を次のよう に定める。

平成29年2月1日

奈良市農業委員会長 大 西 崇 夫 奈良市農業委員会規程の一部を改正する規程

奈良市農業委員会規程(昭和32年奈良市農業委員会告示 第2号)の一部を次のように改正する。

第2条の2第1項中「暇」を「時間的余裕」に改め、同 条第2項中「又はその事務を所掌する部会」を削る。

第5条の見出しを「(最適化推進委員会の設置)」に改め、同条第1項中「農地部会のほかに農政部会」を「奈良市農地利用最適化推進委員会(以下「最適化推進委員会」という。)」に改め、同条第2項中「農政部会」を「最適化推進委員会」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号。 以下「法」という。)第7条第1項の指針の策定に係 る意見提出に関する事項
- (2) 人・農地プランなど地域の農業者等の話し合いの推進に関する事項
- (3) 農地利用の集積・集約化の推進に関する事項
- (4) 遊休農地の発生防止と解消の推進に関する事項
- (5) 委員活動との連携・農地中間管理機構との連携に関する事項

第5条に次の1項を加える。

3 最適化推進委員会の委員は、委員会の農地利用最適化 推進委員(以下「推進委員」という。)をもつて充てる。 第6条の見出しを「(推進委員長)」に改め、同条第1項 中「部会長」を「推進委員長」に、「部会の委員」を「推 進委員」に、「総会」を「最適化推進委員会」に改め、同 条第2項中「部会長」を「推進委員長」に、「委員」を 「推進委員」に改める。

第7条の見出しを「(副推進委員長)」に改め、同条第1項中「部会に副部会長」を「最適化推進委員会に副推進委員長」に改め、同条第2項中「副部会長」を「副推進委員長」に、「部会の委員」を「推進委員」に、「総会」を「最適化推進委員会」に改め、同条第3項中「副部会長」を「副推進委員長」に、「委員」を「推進委員」に改め、同条第4項中「副部会長」を「副推進委員長」に、「部会長」を「推進委員長」に、「部会長」を「推進委員長」に改める。

第8条を削る。

第7条の2第2項第1号中「執行方針」を「法第7条第 1項の指針の策定」に改め、同項第4号を次のように改め る。

(4) その他法第38条第1項の規定に基づき委員会が提出

する意見書の作成等に係る協議に関すること。

第7条の2第3項第2号を削り、同項第3号中「前2号」を「前号」に改め、同号を同項第2号とし、同条を第8条とする。

第14条農政係の部分の第1号中「総会」を「委員及び推進委員の研修会」に改め、同部分の第3号中「農政部会」を「臨時総会」に改め、同部分中第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、同部分の第9号中「ならびに」を「並びに」に改め、同号を同部分の第10号とし、同部分中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、同部分の第5号中「委員」の次に「及び推進委員」を加え、同号を同部分の第6号とし、同部分中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 推進委員会に関すること。

第14条農地係の部分の第1号中「農地部会」を「総会( 臨時総会を除く。)」に改め、同部分の第2号中「農地法」 の次に「(昭和27年法律第229号)」を加える。

第17条及び第18条を削る。

第19条第1項中「第29条第2項」を「第35条第2項」に、 「農業委員会等に関する法律第29条」を「法第35条」に改め、同条第2項中「(昭和27年法律第229号)」を削り、同条を第17条とする。

第20条第3項を削り、同条を第18条とする。 第21条を第19条とし、第22条を第20条とする。

附 則

この規程は、平成29年7月20日から施行する。

(平成29年2月1日掲示済)

#### 奈良市農業委員会告示第7号

奈良市農業委員会総会会議規則の一部を改正する規則を 次のように定める。

平成29年2月1日

奈良市農業委員会長 大 西 崇 夫 奈良市農業委員会総会会議規則の一部を改正する規 即

奈良市農業委員会総会会議規則(昭和32年奈良市農業委員会告示第3号)の一部を次のように改正する。

第15条の見出し中「部会長の」を「推進委員からの」に 改め、同条中「部会の」を「推進委員の」に、「部会長」 を「推進委員」に改め、同条ただし書を削る。

第16条(見出しを含む。)中「部会長」を「推進委員」 に改める。

附則

この規則は、平成29年7月20日から施行する。

(平成29年2月1日掲示済)

#### 奈良市農業委員会告示第8号

奈良市農業委員会部会会議規則を廃止する規則を次のように定める。

平成29年2月1日

奈良市農業委員会長 大 西 崇 夫

奈良市農業委員会部会会議規則を廃止する規則 奈良市農業委員会部会会議規則(昭和32年奈良市農業委 員会告示第4号)は、廃止する。

附則

この規則は、平成29年7月20日から施行する。

(平成29年2月1日掲示済)

#### 奈良市農業委員会告示第9号

奈良市農業委員会互選規程を廃止する規程を次のように 定める。

平成29年2月1日

奈良市農業委員会長 大 西 崇 夫 奈良市農業委員会互選規程を廃止する規程

奈良市農業委員会互選規程(昭和32年奈良市農業委員会 告示第6号)は、廃止する。

附則

この規程は、平成29年7月20日から施行する。

(平成29年2月1日掲示済)

#### 奈良市農業委員会告示第10号

奈良市農業委員会平成29年2月農地部会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則(昭和32年奈良市農業委員会告示第4号)第3条第1項の規定により告示します。

平成29年2月7日

奈良市農業委員会 農地部会長 今 中 初 雄

1 日時

平成29年2月14日(火) 午後1時30分

2 場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 北棟6階 第22会議室

- 3 審議案件
- (1) 農地法(昭和27年法律第229号)第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について
- (2) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- (3) 生産緑地に係る農業の主たる従事者等に関する証明 について
- (4) 農地法施行規則第29条第1号に該当する転用の届出 について(1月専決処理分)
- (5) 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について(1月専決処理分)
- (6) 水田利用転換届出について(1月専決処理分)
- (7) 許可・受理の取消しについて(1月専決処理分)
- (8) 知事許可について(1月許可分)

(平成29年2月7日掲示済)

### 奈良市農業委員会告示第11号

奈良市農業委員会平成29年3月農政部会の会議を次のと おり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則(昭和32年奈良市農業委員会告示第4号)第3条第1項の規定 により告示します。

平成29年2月28日

奈良市農業委員会 農政部会長 中 田 清 文

1 日時

平成29年3月7日(火) 午前9時30分

2 場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 北棟6階 第22会議室

3 審議案件

議案

第1号 平成29年遊休農地解消モデル事業の実施計 画について

第2号 なら農業委員会だより第63号の発行について

報告

第1号 農業に関するアンケート実施結果について

第2号 農業相談会の実施結果について

(平成29年2月28日掲示済)

# 奈良市民憲章

奈良は日本のふるさと。美しい自然とすぐれた文化遺産を守り、古都に住むものにふさわしい自覚と誇りに生きましょう。

奈良は未来をひらくまち。青少年は健康で、はつらつ と、正しく強い人間になりましょう。

奈良は善意のまち。みんなのしあわせのために、おた がいに助けあいましょう。

奈良は清潔で平和なまち。旅行者にはあたたかく親切 に接しましょう。

奈良はのびゆくまち。市民の創意で、伝統と調和のと れた新しい住みよいまちづくりをしましょう。